

総務省

総務省における政策評価の結果及びこれらへの政策への反映状況（個表）

事前評価

表6 - 4 - 事業評価方式により事前評価した政策

政策の名称	ICT先進事業国際展開プロジェクトの推進
政策評価の結果の概要	本事業は、ICT産業の国際競争力強化とICTによる成長力強化のために対応が必要な諸課題を一体的に解決し、ICT産業の国際競争力強化と日本経済の成長力強化を早期に実現させるものであり、その結果、ICTを通じた国民の豊かな生活が実現する。また、各国政府が戦略的にICT分野を強化しているため、日本も国として積極的にICT産業を支援する必要がある。したがって、本事業には、有効性、効率性、公平性、優先性が認められる。
政策評価の結果の政策への反映状況	本評価の結果を受けて、平成21年度予算において、「ICT先進事業国際展開プロジェクトの推進」として所要の予算を要求することとし、20.0億円を平成21年度予算に盛り込んだ。

政策の名称	ナノICTによるネットワークの高効率化基盤技術の研究開発
政策評価の結果の概要	本研究開発は、「イノベーション25」及び「重点計画2008」等において、その必要性が述べられている。また、ナノICTによる高効率化により、将来にわたって情報通信ネットワークインフラを持続的に維持・発展させ、低環境負荷型の社会基盤を構築できることから、必要性、有効性及び効率性等が認められる。
政策評価の結果の政策への反映状況	本評価の結果を受けて、平成21年度において、「ナノICTによるネットワークの高効率化基盤技術の研究開発」として所要の予算を要求することとし、1.5億円を平成21年度概算要求に盛り込んだ。

政策の名称	高齢者・障害者のためのユビキタスネットワークロボット技術の研究開発
政策評価の結果の概要	本研究開発は、第169回国会の施政方針演説等において、その必要性が述べられている。また、企業、大学等の専門知識、ノウハウ等を活用し研究開発を進め、その成果が広く活用されることで、高齢者・障害者の生活支援・社会参加の実現及び安心して快適に暮らせる環境の実現のために重要な役割を果たすものであることから、必要性、効率性、有効性等が認められる。
政策評価の結果の政策への反映状況	本評価の結果を受けて、平成21年度において、「高齢者・障害者のためのユビキタスネットワークロボット技術の研究開発」として所要の予算を要求することとし、5.5億円を平成21年度予算に盛り込んだ。

政策の名称	消費エネルギー抑制ホームネットワーク技術の研究開発
政策評価の結果の概要	本事業は、温暖化ガス排出量の削減対策推進の観点や技術戦略の観点から各種政府計画に合致する研究開発であり、新たな市場創出の観点からも有効と判断する。また、その成果は、我が国のICT分野における国際標準化活動に貢献するなど国際競争力強化の観点からも有効と認められる。
政策評価の結果の政策への反映状況	本評価の結果を受けて、平成21年度において、「消費エネルギー抑制ホームネットワーク技術の研究開発」として所要の予算を要求することとし、7.3億円を平成21年度予算に盛り込んだ。

政策の名称	ネットワーク技術を活用した実プロジェクト型高度ICT人材育成基盤の開発・実証
政策評価の結果の概要	本事業は、ICTを支える人材を育成する基盤の開発・実証を行うものであり、我が国のICT分野における国際競争力確保に資するものであることから、必要性、有効性、効率性等が認められる。
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を受けて、「ネットワーク技術を活用した実プロジェクト型実践的教育強化基盤の開発・実証」について、3.5億円を平成21年度予算概算要求に盛り込んだ。

政策の名称	IPv6運用技術習得のためのテストベッド整備
政策評価の結果の概要	本事業は、我が国におけるインターネットの迅速かつ円滑なIPv6化に貢献するものと期待されることから、必要性・有効性・公平性・優先性等が認められる。
政策評価の結果	評価結果を受けて、「IPv6運用技術習得のためのテストベッド整備」について、3.6億

の政策への反映状況	円を平成 21 年度予算に盛り込んだ。
-----------	---------------------

政策の名称	準天頂衛星システムの研究開発
政策評価の結果の概要	本研究開発は、山間地・ビル陰等の影響をうけない高度な衛星測位サービスの提供を目的としたものであり、測量を初めとした様々な分野での利用が期待できる。さらに、「地理空間情報活用推進基本法」等により、国による衛星測位に係る研究開発が求められているところ、関係行政機関の相互連携・協力、および総合的・効率的に施策推進を図っていることから、有効性、必要性等が認められる。
政策評価の結果の政策への反映状況	本評価の結果を受けて、平成 21 年度予算において、「準天頂衛星システムの研究開発」として所要の予算を要求することとし、15.3 億円を平成 21 年度予算に盛り込んだ。

政策の名称	移動通信システムにおける周波数の高度利用に向けた要素技術の研究開発
政策評価の結果の概要	本施策は、移動通信環境における携帯端末のより一層の高速化、高品質化、大容量化に資するための要素技術を開発することを目的としており、今後の無線利用システムにおける通信速度の高速化ニーズに対応し、周波数の有効利用にも資することから、本件研究開発の必要性、有効性が認められる
政策評価の結果の政策への反映状況	評価の結果を受けて、平成 21 年度において、「移動通信システムにおける周波数の高度利用に向けた要素技術の研究開発」として所要の拡充を予算要求することとし、約2億円を平成21年度予算に盛り込んだ。

表6 - 4 - 規制を対象として事前評価した政策

政策の名称	大規模地震等に対応した自衛消防力確保対策	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】大規模地震等の発生への切迫性に対応し、大規模・高層の防火対象物について、防災管理者を選任し、防災に関する消防計画に基づき、日頃からの防災管理活動を実施させる。また、防火対象物における消火活動、連絡通報、避難誘導、救出、救護等の応急活動を自衛消防組織に実施させることにより、火災又は地震等の災害による被害を軽減する。</p> <p>【内容】日常的に多数の者が出入りする大規模・高層の防火対象物における当該建築物の管理について権原を有する者に一定の資格を有する防災管理者の選任及び防災に関する消防計画の作成を義務付ける。また、自衛消防業務の講習修了など一定の資格を有する統括管理者と一定以上の員数の自衛消防要員から構成される自衛消防組織の設置を義務付ける。</p> <p>【必要性】大規模地震の切迫性、防火対象物の急速な高度利用の進展によるリスクの増大に対応するためには、現行制度のように事業者の自主努力に委ねるのではなく、大規模地震時における全館避難や構造・設備の損壊等に係る応急対策、大規模・高層化に対応した応急活動上の組織編成等が全国的に確保される仕組みが必要と考えられる。特に多数の者が利用し、円滑な避難誘導が求められる一定の大規模・高層の建築物については、消防防災上のリスクに伴う社会公共への責任の観点から、管理権原者の責務として、大規模地震等に対応した計画作成と、自衛消防力の確保を法令によって担保する必要があると考えられる。</p>	
	法令の名称・関連条項と その内容	消防法施行令及び消防法施行規則
想定される代替案	特になし	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	<p>ア 設置費用(防災管理者講習受講料、自衛消防業務講習受講料等)：43,500～47,000円程度</p> <p>イ 維持費用(防災管理再講習受講料、自衛消防業務再講習受講料等)：約4,700円/年</p>	
(行政費用)	特になし	
(その他の社会的費用)	特になし	
規制の便益	便益の要素	代替案
	<p>【遵守便益】</p> <p>日頃からの防災管理者による、建築物内の家具・什器の固定の促進及び避難訓練の実施等により、大規模地震等災害の発生時に、家具・什器の転倒やそれによる逃げ遅れ等を防止できる。また、地震発生時には、日頃から訓練された自衛消防組織の的確な避難誘導、初期消火等初動対応により、建築物に偶然居合わせた者も含め、円滑な避難が実現する。</p>	
	<p>【行政便益】</p> <p>大規模地震等災害の発生時に、大規模事業所等において、防災管理体制・自衛消防組織がない場合と比較して、これらの対策により消防機関の活動の負担が相当程度軽減されるとともに、これにより消防機関が中小規模事業所への災害救助活動等により注力できるようになることが期待される。</p>	
政策評価の結果 (費用と便益の 関係の分析等)	<p>近年大規模な地震発生への切迫性が指摘されており、大規模地震の発生時には消防機関による救助救援活動にも限界があること、また、特に大規模・高層の建築物においては、災害時に多数の避難者が複雑な内部構造を持つ防火対象物内に発生すると予想されることから、災害発生時を見据えた防災管理者及び自衛消防組織の設置による自衛消防力の強化は必要不可欠である。また、国民の生命、身体及び財産を保護すること等をもって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することが消防法の目的であること(消防法第1条)に鑑みれば、当該目的の達成のために大規模・高層の防火対象物の関係者が防災管理者による日頃からの防災管理を等のために自衛消防組織を組織することは、社会上の責務と捉えることができる。規制の許容性についても、規制の対象となるのは、大規模・高層の建築物であるので、管理権原を有する者も上記の負担に耐えうる財務的な基盤を持つと想定され、関係者に対する過度な負担とは考えられない。以上のことを総合的に勘案すると、求められる社会上の責務と被害の軽減という便益は、費用と比較してはるかに大きく、かつ、防火対象物の関係者がその費用を負担することについては、十分な合</p>	

	理性があると考えられるため、今回の防災管理者及び自衛消防組織の設置の義務付けに係る規制の改正は適切なものであると考えられる。
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を受けて、本規制を盛り込んだ消防法施行令の一部を改正する政令(平成 20 年政令第 301 号)が平成 20 年 9 月 24 日に公布された。

政策の名称	携帯電話の貸与業者に対する本人確認の義務付け	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>[目的] 貸与業者を通じた匿名の携帯電話等の流通を防ぐこと</p> <p>[内容] 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 76 号)の成立に伴い、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則(平成 17 年総務省令第 167 号)を改正し、貸与時本人確認の方法を定めるとともに、貸与時本人確認記録として記録すべき事項、その他所要の整備を行う。</p> <p>[必要性] 貸与業者については、そこから提供された匿名の携帯電話が振り込め詐欺等の犯罪に多く用いられている実態があることから、貸与時の本人確認は厳格な形で行い、また貸与時本人確認についての適切な記録が保存されることが必要である。悪質な例では、貸与時本人確認を行った記録を残さない貸与業者や実質的に譲渡に近い形態で貸与業を行っている貸与業者が報告されているほか、偽造身分証についても問題となっており、貸与業者においてより厳格な本人確認がなされるよう、省令においてその方法を定める必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項と その内容	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則(平成 17 年総務省令第 167 号)
想定される代替案		
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	事業者・・・非対面により契約を行っている事業者を中心に、契約実務の変更が必要になり、事務手続の見直しが必要となる。またすべての事業者において、記録の保存義務が課されることからそれに対応するための費用が必要になる。利用者・・・貸与業の利用に際して本人確認書類等の提示又は送付が必要になることから、利用するため手続が煩雑になる。顔写真付きの本人確認を所有していない者、預金口座・クレジットカード等を中心に、レンタル携帯電話サービスを利用することのハードルが高まる。	
(行政費用)	新たな費用は発生しない。	
(その他の社会的費用)	特になし	
規制の便益	便益の要素	代替案
	年間約250億円の振り込め詐欺の被害が発生しているが、その4分の1においては、貸与業者経由の携帯電話等が使われている。このような匿名の携帯電話等の入手が困難になることになり、治安対策上大きな便益となる。貸与時本人確認記録の作成の義務づけにより、捜査当局の犯罪の立証にも資するもの。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>改正規則は、改正法において貸与業者について省令に基づいた方法での本人確認が義務付けられたことを受けて策定されるものであり、貸与業者の事務コストが発生するのは事実であるが、現状でも料金回収等のために本人確認は行っており、それに加えて、必要な書類の要求等の事務手続が義務付けられるもの。また、顔写真付きの身分証明書、預金口座又はクレジットカードを保有していない利用者の利用を制限するものではあるが、その影響は小さい。</p> <p>一方でレンタル携帯電話を利用することによる、匿名携帯電話の入手が困難になるため、振り込め詐欺の撲滅に大きな効果を与えるものである。</p> <p>よって、事業者及び一般利用者に対して影響を与えるものであるが、改正法の目的及び治安維持の観点から見て、適切な水準である。</p>	
政策評価の結果の 政策への反映状況	政策評価の結果に沿う形で、適切な水準の手続を規定する改正省令が平成 20 年 11 月に制定、12 月に施行された。	

政策の名称	携帯電話インターネット接続役務提供事業者及びインターネット接続役務提供事業者に対するフィルタリング提供義務に関する規定	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>〔現状・問題点及び必要性〕</p> <p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)は、法第2条第7項において、携帯電話インターネット接続役務の定義を定めているが、その具体的内容は政令に委ねられていることから、その役務の範囲を定めるとともに、法第18条が規定するインターネット接続役務提供事業者の義務の適用除外となる「青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合」を定めるもの。</p> <p>〔内容〕</p> <p>・携帯電話インターネット接続役務の範囲(政令第1条)</p> <p>法第2条第7項の規定に基づき、政令第1条において、携帯電話インターネット接続役務の範囲を、携帯電話端末又はPHS端末のブラウザを用いてインターネットを閲覧できるようにするために専ら提供されている電気通信役務(法人・団体や事業向けに提供されるものを除く)とする。</p> <p>・インターネット接続役務提供事業者のフィルタリング提供義務が適用除外となる場合(政令第2条)</p> <p>法第18条の規定に基づき、政令第2条において、インターネット接続役務提供事業者が、利用者の求めに応じフィルタリングを提供する義務を負わない場合を、そのインターネット接続役務の契約者数が5万を超えない場合とする。</p>	
	法令の名称・関連条項と その内容	<p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)第2条第7項、法第17条、第18条</p> <p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令(案)第1条、第2条</p>
想定される代替案		
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	<p>携帯電話インターネット接続役務提供事業者...青少年が青少年有害情報を閲覧する可能性が高い役務については、青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する必要があるが、現在事業者により概ね提供されている状況であることから、大きな費用は発生しない。</p> <p>インターネット接続役務提供事業者...インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを紹介することが求められるため、事務手続の見直しや適切なサポート体制構築のための費用が必要になる。</p> <p>自ら青少年有害情報フィルタリングサービスを新たに提供する利用者...新たな費用は発生しない。</p>	
(行政費用)	新たな費用は発生しない。	
(その他の社会的費用)	特になし	
規制の便益	便益の要素	代替案
	<p>青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供することにより、青少年が青少年有害情報を閲覧する機会を減らすことができ、安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の健全育成に資する。</p>	
政策評価の結果 (費用と便益の 関係の分析等)	<p>携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務(青少年がこれを利用して青少年有害情報の閲覧をする可能性が高いもの)については、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としてその役務を提供する必要が生ずるが、現在携帯電話事業者による取組により、概ね実現している状況であることから、大きな費用は発生しない。一方で、このような役務については、青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する必要性及び社会的要請は大きいものであり、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用により青少年有害情報を閲覧する機会を減らすことができることを踏まえると、提供を義務付けることが妥当な範囲である。</p> <p>インターネット接続役務提供事業者については、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供(紹介)することが求められており、事務手続の見直しや適</p>	

	<p>切なサポート体制構築のための費用が必要になるが、5万以上の契約数を有するインターネット接続役務提供事業者とすることにより、小規模なインターネット接続役務提供事業者にとって過度な負担を課すことを避けることができる。したがって、青少年が青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用により、青少年有害情報の閲覧を制限するという目的と比較し、妥当な範囲である。</p> <p>よって、当該規制は、事業者に対し法目的の達成に適切な範囲で義務を課し、事業者に対する過度な規制を定めるものではないことから、適切な水準である。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価結果を受けて、本規制を盛り込んだ青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令が平成20年12月10日に公布された。</p>

政策の名称	無線方式を用いた自動火災報知設備	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 無線方式の自動火災報知設備の設置等を可能とするため、有線方式と同等の防火安全性能を十分に確保しつつ、無線方式の自動火災報知設備に求められる性能・構造を新たに定める。</p> <p>【内容】 防火対象物に設置する自動火災報知設備について、無線式の感知器等の技術上の基準を整備するために、関係省令を改正する。</p> <p>【必要性】 自動火災報知設備は、火災を早期に発見することにより、通報、初期消火及び避難誘導などの初期対応を迅速に実施可能となるよう設置されるものであり、火災発生時には確実に情報伝達することが必要である。そのため、従来自動火災報知設備の情報伝達手段としては、有線方式が用いられてきたところであるが、近年の情報通信技術の進歩等に伴い、有線方式と同等の性能を確保しつつ、より経済的で、防火対象物の利用形態の多様化にも迅速かつ弾力的に対応できる無線方式の採用が望まれている。</p>	
	法令の名称・関連条項と その内容	消防法第21条の2第2項、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令、中継器に係る技術上の規格を定める省令、受信機に係る技術上の規格を定める省令
想定される代替案		
規制の費用	費用の要素	代替案
	(遵守費用)	特になし
	(行政費用)	特になし
	(その他の社会的費用)	特になし
規制の便益	便益の要素	代替案
	<p>【遵守便益】 自動火災報知設備の設置者にとっては、無線方式の自動火災報知設備は、屋内配線工事が不要となるため、特に既存の施設に新たに設備を設置する場合において、工事期間が短縮され、設置費用の低廉化が見込まれることから、特に小規模な施設の設置者にとって経済的な負担が軽減される。また、自動火災報知設備の製造事業者にとっても、従来の有線方式のものに加え、新たに無線方式のものの製造が可能となり、商品開発の幅が広がることとなる。</p>	
	<p>【行政便益】 新たに自動火災報知設備の設置が義務付けられたカラオケボックス等における円滑な同設備の導入の促進が期待される。</p>	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>今回の規制改正により、自動火災報知設備の設置者及び製造者に新たにコスト負担はなく、特段の行政費用の増加も見られない。一方で、設置者にとっては、特に既存の防火対象物に設備を新たに設置する場合における設置費用の削減という点で、自動火災報知設備の製造者には、製品開発の選択肢の拡大という点で、それぞれメリットがあると考えられること、従来の有線方式と比べ防火安全性能も同等であることより、防火対象物の利用者にとってもデメリットがないことから、本改正の内容は費用と便益の比較という観点で考えた場合、妥当であると考えられる。</p>	
政策評価の結果の 政策への反映状況	<p>評価結果を受け、本規制を盛り込んだ火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(平成21年総務省令第16号)、中継器に係る技術上の規格を定める省令(平成21年総務省令第17号)及び受信機に係る技術上の規格を定める省令(平成21年総務省令第18号)が平成21年3月9日に公布された。</p>	

政策の名称	移動受信用地上放送の早期実現のための制度整備													
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1) 規制の目的及び内容 平成19年6月に受けたVHF/UHF帯における電波の有効利用のための技術的条件に係る情報通信審議会からの一部答申を踏まえ、地上デジタル放送への完全移行によって空くこととなる周波数帯を利用した新たな放送(移動受信用地上放送)の早期実現を図るため、所要の改正を行うものである。 開設計画の認定制度の拡充(移動受信用地上放送をする無線局の追加) 現在、携帯電話等の基地局(電気通信業務用の無線局)について導入されている開設計画の認定制度について、移動受信用地上放送をする無線局を対象として追加する。 受託放送・委託放送制度の拡充(移動受信用地上放送の追加) 現在、衛星放送分野について導入されている受託放送・委託放送制度について、移動受信用地上放送を対象として追加する。 その他の移動受信用地上放送に係る規定の整理 上記及びのほか、移動受信用地上放送の実現にあたり、電波法及び放送法の関連規定について所要の改正を行う。</p> <p>(2) 規制の必要性 開設計画の認定制度の拡充について 現在、放送をする無線局については、無線局の設置場所等について国が置局計画(放送用周波数使用計画)を定め、これに基づき免許を与えることとなっている。 これは、従来の地上放送(テレビジョン放送等)は固定受信が前提であり、電波の到来方向を一定にして視聴者の利便に資するよう国が地域ごとに最適な置局計画を定める必要があったことによる。 移動受信用地上放送については、移動受信を前提としているため固定受信の放送のような要請がなく、むしろ民間の創意工夫を活用して最適な放送ネットワークを構築することが適当である。また、そのためには、事業者が一定期間柔軟に置局できるような措置が必要となる。このため、現在、携帯電話等の基地局など電気通信分野についてのみ導入されている開設計画の認定制度の対象を移動受信用地上放送にも拡大するものである。 受託放送・委託放送制度の拡充について 現在、地上放送分野においては、無線局の管理運用主体(ハード)と放送番組の編集主体(ソフト)が一致する制度が採られており、無線局の免許人以外の者が放送番組の編集主体とはなりえないこととなっている。 移動受信用地上放送については、柔軟な参入形態を可能とし、多くの者の参入機会を確保するため、既に衛星放送分野で導入されているハード・ソフトを分離した制度(受託放送・委託放送制度)を導入する。</p>													
	法令の名称・関連条項と その内容	電波法、放送法												
想定される代替案														
規制の費用	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 1485 427 1520"></th> <th data-bbox="435 1485 1145 1520">費用の要素</th> <th data-bbox="1153 1485 1449 1520">代替案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 1520 427 1709">(遵守費用)</td> <td data-bbox="435 1520 1145 1709"> 移動受信用地上放送をする特定基地局を開設しようとする者は、開設計画を作成し、総務大臣の認定を受けるために、電波法関係手数料令(昭和33年政令第307号)に基づく所要の認定申請手数料(137,100円)の申請費用が発生する。 また、委託放送事業者の認定に際しては、登録免許税法に基づき、認定件数1件につき、90,000円の登録免許税が課される。 </td> <td data-bbox="1153 1520 1449 1709"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1709 427 1807">(行政費用)</td> <td data-bbox="435 1709 1145 1807"> 総務大臣に対して開設計画の認定申請又は委託放送事業者の認定申請があった場合には、当該認定の審査を行うための行政費用が発生する。 </td> <td data-bbox="1153 1709 1449 1807"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1807 427 1881">(その他の社会的費用)</td> <td data-bbox="435 1807 1145 1881"> 特段想定されるものはない。 </td> <td data-bbox="1153 1807 1449 1881"></td> </tr> </tbody> </table>		費用の要素	代替案	(遵守費用)	移動受信用地上放送をする特定基地局を開設しようとする者は、開設計画を作成し、総務大臣の認定を受けるために、電波法関係手数料令(昭和33年政令第307号)に基づく所要の認定申請手数料(137,100円)の申請費用が発生する。 また、委託放送事業者の認定に際しては、登録免許税法に基づき、認定件数1件につき、90,000円の登録免許税が課される。		(行政費用)	総務大臣に対して開設計画の認定申請又は委託放送事業者の認定申請があった場合には、当該認定の審査を行うための行政費用が発生する。		(その他の社会的費用)	特段想定されるものはない。		
	費用の要素	代替案												
(遵守費用)	移動受信用地上放送をする特定基地局を開設しようとする者は、開設計画を作成し、総務大臣の認定を受けるために、電波法関係手数料令(昭和33年政令第307号)に基づく所要の認定申請手数料(137,100円)の申請費用が発生する。 また、委託放送事業者の認定に際しては、登録免許税法に基づき、認定件数1件につき、90,000円の登録免許税が課される。													
(行政費用)	総務大臣に対して開設計画の認定申請又は委託放送事業者の認定申請があった場合には、当該認定の審査を行うための行政費用が発生する。													
(その他の社会的費用)	特段想定されるものはない。													

規制の便益	便益の要素	代替案
	<p>(1) 移動受信用地上放送をする無線局の円滑な開設等 移動受信用地上放送に開設計画の認定制度を導入することにより、放送系全体に対する比較審査を通じて民間事業者のノウハウを活用した能率的なネットワークの構築が図れるとともに、認定の有効期間中は、認定開設者の事業リスクが軽減され、円滑に無線局を開設することが可能となる。</p> <p>(2) 無線局免許手続の簡素化 現行電波法の免許手続においては、放送をする無線局については個々の無線局単位で比較審査を行うこととされているが、開設計画の認定制度を導入することにより、放送系全体を対象とする開設計画について一括して比較審査を行うことが可能となる。これにより、個々の無線局の免許の際に比較審査を行う必要がなくなること、また、財政的基礎といった審査項目や申請書類記載事項の一部について省略することが可能となることから、手続の簡素化を図ることができる。</p> <p>(3) より多くの事業者の参入機会の確保 受託放送・委託放送制度というハード・ソフト分離制度を活用することにより、現在の地上放送に適用されているハード・ソフト一致による参入のみならず、ハードのみでの参入又はソフトのみでの参入が可能となるため、より多くの事業者の参入機会が確保され、国民・視聴者がより多様な放送サービスを楽しむことが期待される。</p>	
<p>政策評価の結果 （費用と便益の関係の分析等）</p>	<p>今回の制度改正を行わない場合、国が主導的に置局計画を定めることとなり、民間事業者のノウハウを活用した能率的なネットワークの構築や事業者による柔軟な置局が困難となるほか、従来のハード・ソフト一致のみの制度では参入事業者数が限定されることとなり、多様なソフト事業者の参入が不可能となる。</p> <p>(1) 開設計画の認定制度を導入することにより、開設計画の認定申請に係る申請費用、行政費用といった新たな金銭的負担及び事務的負担は発生するものの、能率的なネットワークの構築や特定基地局の円滑な開設が期待されるとともに、無線局免許手続の簡素化による申請者及び行政の事務的負担の軽減が図られるため、今回の制度の対象拡充は適切であると考えられる。</p> <p>(2) また、受託放送・委託放送制度を導入することにより、より多くの事業者の参入機会を確保することといった便益が見込まれる等、様々な便益が期待される一方、費用については事務的負担を中心に限定的なものにとどまるため、今回の制度の対象拡充は適切であると考えられる。</p>	
<p>政策評価の結果の 政策への反映状況</p>	<p>評価結果を受けて、本規制を盛り込んだ電波法及び放送法の一部を改正する法律案を平成 21 年 2 月 3 日に国会に提出した。</p>	

表 6-4-③ 実績評価方式により事後評価した政策

<p>施策名</p>	<p>情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>厳しい財政状況の中、限られた研究開発予算を有効活用し、より多くの研究成果を産み出し、これら成果を実用化へ結びつけていくことが強く求められており、UNS戦略プログラムに基づき、重点領域の研究開発及び競争的資金制度による研究開発を推進するとともに、当該研究開発成果の普及による国際競争力の確保を図るため、情報通信技術に関する標準化を積極的に推進する。</p>
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 専門家による評価の結果、平成 19 年度に実施された全ての研究開発課題について「成果あり」との結果が得られており、目標(毎年度 80%以上)を達成している。なお、平成 19 年度においては、重点的研究資金制度および競争的研究資金制度により 161 件の研究開発事業が、総額約 110 億円の予算により実施され、論文数が 1,013 件(概数)、特許申請数が国内外を合わせ 280 件(概数)に上り、あらかじめ設定した目標値を達成しているなど、着実な成果が見られる。 また、「戦略的情報通信研究開発推進制度(国際技術獲得型研究開発)」などの実施によって、ITU、IETF等への標準提案が 90 件に上り、あらかじめ設定した目標値を達成するなど、着実な成果が見られる。 (必要性) 研究開発については、これまで民間が大きな役割を果たしてきたが、比較的リスクの高い基礎研究から製品開発に重点が移りつつあるなど、我が国の技術競争力は欧米に比べて全体的に低下傾向にある。このため、国際競争力の向上を図るべく、国が基盤的な技術の研究開発を推進することが必要である。 また、これら研究開発成果を基に「国際標準」を獲得することにより、我が国の国際競争力を向上させる取組も必要である。 (有効性) 平成 19 年度に実施された研究開発事業の成果は、『ユビキタスネットワーク(何でもどこでもネットワーク)技術の研究開発』など、「国際競争力の強化」等の目標達成に資するものであり、有効性が認められる。 また、我が国に有益な国際標準を獲得していくために海外との連携を強めて行くことなどにより、情報通信に関する標準化の推進を図ることは、国民の利便性を向上し、我が国の技術水準を維持・向上するものであり、有効性がある。 (効率性) 平成 19 年度に実施された各研究開発課題は、総務省および研究実施機関自らの工程管理に加えて、情報通信技術に精通している外部専門家等による外部評価を受け入れて一層の効率化を図りながら遂行されており、多くの課題において効率的に研究開発が進められているとの評価を得ている。 また、ITUで開催される会議に合わせ、多くの寄書を提出し、迅速な承認手続を活用して勧告化を進めている。その際、各国から単独に国際標準化の提案をする場合に比べ、他国と連携(特に APT 共同提案)した場合、その勧告化の可能性が高くなるなどの効果が見込めるため、次世代ネットワーク(NGN)など我が国にとって重要な検討課題について他国との連携を強化するなど、標準化の獲得に向けて効率的な業務を行った。 (反映の方向性) <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術変化が激しい情報通信分野における新たな研究開発課題に対し、我が国の国際競争力を強化するとともに、ユビキタスネットワーク社会の実現に資するよう、積極的かつ柔軟に取り組む必要がある。本年 6 月に情報通信審議会から答申された UNS 研究開発戦略プログラム II を踏まえ、研究開発課題の重点化を図るとともに、明確化された研究開発目標をもとに研究開発を効率的に推進する。 ・ 我が国の国際競争力を強化するため、本年 6 月に情報通信審議会から答申された ICT 国際標準化戦略を踏まえて、日本からの国際標準提案の促進、標準化活動に携わる若手人材の育成などの支援策を通じ、情報通信分野における標準化活動に戦略的に取り組んでいく必要がある。 </p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標名	目標値 (目標年度)	実績値			分析の視点
		17年度	18年度	19年度	
論文数	1 課題あたり 1 件以上 19 年度 (単年度)	988 件 (166 課題)	998 件 (161 課題)	1,013 件 (概数) (161 課題)	実施された研究開発に基づく 成果が出ているか。また、そ の成果が第三者にPRされて いるか。
専門家による 評価において 成果ありと評 価される割合	90% 19 年度 (単年度)	100%	99%	100%	実施された研究開発が第三者 である外部専門家の目から見 て有用なものであったか。
ITU、IE TF 等におけ る標準提案の 件数	20 件 19 年度 (単年度)	36 件	64 件	90 件	研究開発成果の国際標準化に 向けた取組が行われている か。

評価結果の政
策への反映内
容

【予算要求】

- 評価の結果や平成 20 年6月に情報通信審議会から答申されたUNS研究開発戦略プログラムⅡを踏まえ、我が国の国際競争力を強化する等の観点から抽出された重点研究開発課題を着実に推進するため、平成 21 年度より新たに「高齢者・障害者のためのユビキタスネットワークロボット技術の研究開発」及び「消費エネルギー抑制ホームネットワーク技術の研究開発」の2課題の研究開発をそれぞれ平成 21 年度予算額 5.5 億円、7.3 億円にて実施する。
- 評価の結果や平成 20 年6月に情報通信審議会から答申されたICT国際標準化戦略を踏まえ、我が国の国際競争力を強化するために抽出された国際標準化重点技術分野を中心に、情報通信分野における国際標準化活動を戦略的に推進するため、主な予算要求項目として、「ICT国際標準化戦略マップの整備・分析等を目的とした施策「情報通信分野における標準化活動の強化」を平成21年度予算額 1.1 億円(平成 20 年度予算額 1.0 億円)にて実施する。

【機構・定員要求】

- 評価結果を踏まえ、国際競争力の強化に向けて戦略的に標準化に取り組むべく、平成 21 年度より標準化・知的財産関連情報に係る総合的な調査・分析を行う体制整備として課長補佐(1名)、係長(1名)及び係員(1名)を増員した。(定員要求)

【事務改善】

- 評価結果を踏まえ、委託研究に係る事務の効率化を図るため、事務処理マニュアル等の見直しを随時行う。
- 評価結果を踏まえ、情報通信分野の国際競争力を強化することを目的として、国内の標準化に関連する機関により、我が国における国際標準化・知財に関する様々な取組を統括する拠点として「ICT標準化・知財センター」を設立した(平成 20 年7月)。

関係する施政
方針演説等内
閣の重要政策
(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第 169 回国会における内閣総理大臣施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	これからの日本の成長を支える研究開発に重点的に予算を配分する
第 166 回国会における内閣総理大臣施政方針演説	平成 19 年 1 月 26 日	革新的な技術、製品、サービスなどを生み出すイノベーションと、アジアなど世界の活力を我が国に取り入れるオープンな姿勢により、成長の実感を国民が肌で感じることができるよう、新成長戦略を力強く推進します。
第 164 回国会における内閣総理大臣施政方針演説	平成 18 年 1 月 20 日	「科学技術創造立国」の実現に向け、国全体の予算を減らす中、科学技術の分野は増額し、第三期基本計画を策定して研究開発を戦略的に実施してまいります。

<p>施策名</p>	<p>ICT分野における国際戦略の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間の政府間協議、国際機関への貢献により、ICT分野における国際的な課題解決、連携強化等を図る。また、多様な手段を用いた我が国ICTに関する情報発信及び国際動向の調査を実施することにより、国際的な相互理解の増進及び我が国ICT企業の海外展開支援を図る。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 本政策について指標の達成状況を見ると、平成19年度に目標年度を迎えた全ての指標において目標を達成し、その他の指標についても目標年度に向けて取組が進行していることがわかり、政策の基本目標に向け着実に取組効果が現れていることが認められる。 二国間・多国間関係への対応、アジア各国等との協力等により、ICT分野における国際的な課題解決、連携強化等について、国際的な互惠関係の構築に向けて成果が上がっており、引き続き取り組んでいく必要がある。また、我が国ICTに関する戦略的情報発信等を実施するとともに、国際機関に対して標準化活動等で主導的な役割を果たすことにより、我が国ICT企業の海外展開支援の推進等について、我が国ICT産業の国際競争力ある産業への誘導が進んでいる。今後は、より一層の海外展開支援として施策を総合的に展開していく。</p> <p>(必要性) 二国間及び多国間関係への対応、アジア各国等との協力等により、二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献は、政府間等の協議など行政が実施することが不可欠な分野であるとともに、ICT分野における国際的な課題や気候変動等の社会的諸課題が存在しているため、引き続きの対応の必要がある。また、戦略的情報発信、国際機関に対する財政的・人的支援等を通じたICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進は我が国の成長力の強化に資するため、より一層推進していく必要がある。</p> <p>(有効性) 二国間・多国間での政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換については、国際的な課題等の共有、貿易問題の深刻化の事前解決等が図られるとともに、今後の国内政策の企画・立案へのフィードバックが行われており、成果が上がっている。 また、アジア諸国との間でのICT分野での協力関係の推進、人材育成及び国際共同実験の実施状況も、期待される成果が上がっている。 更に、ICT国際競争力強化につながる、海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施状況についても、確実に成果が上がっているところであり、有効性が認められる。</p> <p>(効率性) ICT分野における国際的な課題については、国際機関において重要なポストに我が国からの候補を輩出し、イニシアティブを取ることで貢献を行うとともに、政策協議、国際会議への参画等の二国間及び多国間関係への対応、国際共同実験の実施等により、国際的な互惠関係の構築を効率的に図っている。また、国際競争力強化に向けた海外展開支援活動等の推進について、地上デジタル放送、モバイル、次世代IPネットワーク等の分野を定めて重点的に取組を行うとともに、官民合同でセミナー・シンポジウムを実施するなど国と民間との連携を図ることにより、民間が個別に蓄積しているノウハウを活用しつつ、効率的な施策推進を図っている。</p> <p>(反映の方向性) 二国間・多国間での協議等については課題解決及び情報共有が図られている。引き続き気候変動へのICT分野の貢献等の国際的な課題に対応していく。アジア各国等への協力については協力関係の構築及び人材育成の成果が上がっており、今後も着実に推進していく。我が国ICT産業の一層の海外展開支援のため、戦略的情報発信を拡充することとする。高度ICT共同実験については一定の成果が得られたため実施体制の見直しを行う。</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標等	目標値	目標年度	17年度	18年度	19年度
二国間での政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況	国際会議への参画及び意見交換の実施	19年度 (単年度)	・世界情報社会サミット(WSIS)に参加 ・APEC 第6回電気通信・情報担当大臣会合に参加 ・ASEAN + 3 電気通信及び IT 担当大臣会合に出席 等	・ITU 全権委員会議に出席 ・ASEM ICT 閣僚会合に出席、 ・ASEAN との電気通信及び IT 担当大臣会合に出席 ・インターネットガバナンスフォーラムに参加 ・日仏 ICT シンポジウムを開催 等	・APT 事務局長に我が国の擁立候補が当選 ・次世代移動通信システムについて研究委員会の議長に我が国の擁立候補が当選 ・APEC、OECD の ICT 関係会合への出席及び EU、英、豪、加等との政策協議の実施 ・米・EU との経済協議の実施 ・インターネットガバナンスフォーラムに参加 等
アジア諸国との間でICT分野での協力関係の推進状況	10カ国以上	20年度	累計9カ国	累計12カ国	累計13カ国
アジア諸国におけるICT分野の人材育成の実施状況	3,000人	20年度	766人	594人	653人 (累計3,647人)
海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施状況	海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施	19年度 (単年度)	-	-	・地上デジタル放送方式についてはチリ、アルゼンチン、フィリピン等、次世代IPネットワーク及びワイヤレス分野についてはベトナム、マレーシア等に総務大臣等が採用・普及の働きかけを実施
国際情報ハブ形成のための高度ICT共同実験の実施状況	実施した実験の数(累計)5以上 実験に参加した機関数(累計)20以上	20年度	-	-	・遠隔教育システム(2実験)、超高精細医療画像の伝送技術(2実験)及びIP電話の国際相互接続の実証実験等の5実験を実施し、アジア諸国の大学、民間企業等の23機関が参加

評価結果の政策への反映内容

【予算要求】

- ・ 評価結果を踏まえ、ユビキタス関連技術等の国際展開を円滑に進めるための総合的な施策を展開するため、「ICT先進事業国際展開プロジェクト」に要する経費に係る予算を新規要求することとし、20.0億円が平成21年度予算額となっている。(平成20年度事前事業評価実施)
- ・ 評価結果を踏まえ、二国間、多国間及び国際機関の各種会議への積極的な参加を行うための経費に係る予算を引き続き要求することとし、0.6億円(平成20年度予算0.4億円)が平成21年度予算額となっている。
- ・ 評価結果を踏まえ、ICTの急速な高度化等に対応できる人材の育成等に要する経費に係る予算を引き続き要求することとし、2.2億円(平成20年度予算2.4億円)が平成21年度予算額となっている。
- ・ 評価結果を踏まえ、我が国ICT産業の一層の海外展開支援のため、戦略的情報発信を拡充することに要する経費に係る予算を拡充することとし、0.5億円(平成20年度予算1.0億円)が平成21年度予算額となっている。
- ・ 評価結果を踏まえ、我が国ICT産業の一層の海外展開支援に資する情報収集及び分析に要する経費に係る予算を拡充することとし、2.2億円(平成20年度予算2.0億円)が平成21年度予算額となっている。
- ・ 評価結果等を踏まえ、国際情報通信ハブ形成のための高度ICT共同実験については、国際間における情報流通促進のための基盤技術の検証について網羅的に実施しており、その役割を一定程度果たしたと判断されるため、平成21年度は予算要求を行わないこととした。

【機構・定員要求】

- ・ 評価結果を踏まえ、ICT国際展開支援に伴う官民合同ミッション団の形成・派遣や海外普及・啓発活動の着実な実施のため、平成21年度機構・定員要求においてICT国際展開担当補佐(1名)が増員される。
- ・ 評価結果を踏まえ、ICT国際展開支援に資する海外情報発信の一層の強化のため、平成21年度機構・定員要求において国際広報担当係員(1名)が増員される。
- ・ 評価結果を踏まえ、EU・欧州諸国との経済連携強化に係る事務の増加に対応するための体制整備

を目的とし、平成 21 年度機構・定員要求において欧州経済係員(1名)が増員される。
 ・ 評価結果を踏まえ、東南アジア諸国等への我が国方式の戦略展開とICT政策・制度の支援推進のための体制整備を目的とし、平成 21 年度機構・定員要求において、業務拡大に対応するため、担当係員(2名)が増員される。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	IT新改革戦略	平成 18 年1月 19 日	3. 課題解決モデルにおける日本のプレゼンスの向上
	重点計画 - 2006	平成 18 年7月 26 日	3.2 課題解決モデルの提供による国際貢献
	IT新改革戦略 政策パッケージ	平成 19 年4月 5 日	3.(1)イ(ウ)ICT産業の国際競争力強化等
	重点計画 - 2007	平成 19 年7月 26 日	1.3 ICT産業の国際競争力強化等 3.1 国際競争社会における日本のプレゼンス向上 3.2 課題解決モデルの提供による国際貢献

<p>施策名</p>	<p>消防防災体制の充実強化</p>
<p>施策の概要</p>	<p>国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な施策を実施する。</p>
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的な評価) 本施策について、指標の達成状況をみると、平成 19 年度に目標年度を迎えた指標のうち過半数の指標において目標を達成し、その他の指標についても目標年度に向けて着実に取組が進行していることがわかり、施策の基本目標に向け着実に取組の効果が現れていることが認められる。 「緊急消防援助隊の隊数」や「救急救命士の配置された救急隊の割合」、「救急自動車に占める高規格の救急自動車の割合」など、国と都道府県、消防本部の連携による取組に係る指標については目標達成に向けた進捗率が高く、政策を推進することで消防防災組織体制が着実に強化されていることがわかる。 国民(事業者も含む)と行政の連携による取組については、「特定違対象物数の改善」など目標達成している指標もあるが、「消防団員数」や「危険物施設における事故件数」など目標の達成に至らなかった指標もある。 大地震等の大規模災害や大事故・テロに揺るがない社会の構築には、国民と行政の連携が重要である。そのため、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための取組を一層強化していく必要がある。</p> <p>(必要性) 近年、地震、集中豪雨等の自然災害や火災、事故等により、各地で大きな被害が発生しており、その態様も多様化、大規模化の傾向を示している。また、テロや武力攻撃等による災害の発生も危惧されているところである。 こうした災害などに揺るがない社会の構築のためには、行政と国民が一体となった、消防防災・危機管理体制を強化することが必要である。</p> <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行う緊急消防援助隊は、平成 20 年度末の登録部隊数の目標、4,000 隊に向け、平成 20 年4月1日現在で 3,960 隊(対前年比 209 隊増)と順調に進捗していることから、施策の有効性が認められる。 救急搬送時に質の高い救急救命処置が行えるよう救急隊への救急救命士の配置を推進しているところである。平成 19 年4月現在で救急救命士が配置された救急隊の割合は 86.3%(対前年比 3.9%増)となっており、平成 23 年度に目標としている 90%に向けて着実に進行していることから施策の有効性が認められる。 都道府県・市町村における国民保護訓練の実施件数は平成 19 年度で 72 件(対前年度比 37 件増)であり、有事の際に迅速に国民保護措置ができる体制が着実に整備されていることから、施策の有効性が認められる。 特定違対象物(床面積 1,500 m²以上の特定防火対象物及び地階を除く階数が 11 以上の非特定防火対象物のうち、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備がその設置義務部分の過半にわたって未設置の防火対象物をいう。)は火災発生時における人命の危険性が大きいことから、違反是正の指導をしてきたところであるが、平成 19 年度当初で 168 件と前年同期より 14 件減少したことから、施策の有効性が認められる。 地域防災力の中核的存在である消防団の団員数は平成 19 年4月現在で 892,893 人と前年同期より 7,114 人の減少となっている。これは、新任団員(6万人程度)を上回る団員が退職したことによるものである。退職団員数をカバーするには至っていないが、前年度と比べ減少幅が小さくなっていることから、消防団員確保の取組に有効性が認められる。 ひとたび事故が発生すると、甚大な被害をもたらす危険物施設における火災・漏えい事故の件数は、平成 19 年には 603 件と前年比で5件増加した。こうした中、平成 20 年5月 28 日に消防法を改正、同年8月 27 日に施行し、市町村長等が危険物流出等の事故原因調査を実施できるようにするなど、危険物事故の減少につながる有効な施策を打ち出したところである。 <p>(効率性) 消防防災・危機管理に係る施策においては、実際に災害発生時の対応を効率的に行う必要がある。 例えば、大地震等の大規模災害が発生した際の効率的な情報伝達のため、市町村防災行政無線や全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備を着実に推進している。また、増大する救急需要対策として、消防機関が認定する民間患者等搬送事業者を活用したり、地域の実情に応じた 119 番通報受信時の救急現場における緊急度・重症度の選別(トリアージ)の導入を促進するなど、業務の効率化を推進している。</p>

【今後の課題、取組の方向性】

社会情勢に応じ、消防防災・危機管理に係る制度の立案、組織体制の整備、普及啓発活動等を実施してきたところである。

近年の政策的な主な課題としては、まず、消防法等の制度改正を行った事案に対する制度の定着が挙げられる。大規模・高層の防火対象物の管理者に、消防計画の作成及び自衛消防組織の設置を義務付けた平成19年度の消防法の改正や、住宅に住宅用火災警報器等の設置を義務付けた平成16年度の消防法の改正などで制定した制度等を、いかに定着させていくかが課題である。

また、大規模災害やテロ・武力攻撃等に対する、組織体制の強化が課題としてあげられる。緊急消防援助隊の拡充や消防の広域化の推進、消防団員数の増加、救急需要への対応など、国・地方を通じた組織体制の拡充が課題となっている。

さらに、国民への消防防災・危機管理に対する認識と理解を向上させるための普及・啓発活動も重要な課題となっている。

これらの課題に対し、消防庁では引き続き、効果的な施策を検討するとともに、制度の立案、組織体制の整備、普及啓発活動等を実施し、総合的な消防防災・危機管理に係る施策を推進していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【緊急消防援助隊の隊数】

	18.4	19.4	20.4
隊数	3,397	3,751	3,960

(目標: 概ね4,000隊(20年度))

【救急救命士の設置された救急隊の割合】

	17.4	18.4	19.4
割合(%)	78.2	82.4	86.3

(目標: 全救急隊の90%(23年度))

【都道府県・市町村における国民保護訓練の実施件数】

	17年度	18年度	19年度
訓練実施件数	9	35	72

(目標: 実施件数の向上(対前年度比))

【特定違反対象物数の改善】

	18年度当初	19年度当初
特定違反対象物数	182	168

(目標: 特定違反対象物数の減少(対前年度比))

【消防団員数】(人)

	17.4	18.4	19.4
消防団員数	908,043	900,007	892,893

(目標: 消防団員数の増加(対前年度比))

【危険物施設における事故件数】(件)

	18年	19年
件数	598	603

(目標: 事故件数の低減(対前年度比))

【予算要求】

- 評価結果を踏まえ、市民の安心・安全の確保を担う消防機関が医療機関と連携し、救急相談サービスの提供や救急患者の医療機関による円滑な受入を推進するため、24時間365日体制の救急安心センターを設置するモデル事業に要する経費に係る予算を新規要求することとし、3.8億円を平成21年度において予算措置した。
- 評価結果を踏まえ、地域防災の中核的存在である消防団を充実・強化し、地域における総合的な防災力の強化を図るため、サラリーマン、女性、学生等の入団促進や消防団活動の円滑化のための環境整備、児童・生徒等への防災教育など消防団の新戦力を確保するための経費に係る予算を新規要求することとし、1.0億円を平成21年度に予算措置した。
- 評価結果から、緊急消防援助隊の配備場所等を迅速に決定するためには、災害発生直後の情報収集体制の強化が必要という課題が得られた。そのため、ヘリテレ受信機・衛星地球局、ヘリコプター動態管理システムなど緊急消防援助隊の後方支援体制の充実強化に要する経費13.3億円を平成20年度第1次補正予算で措置した。

【制度改正】

- 評価結果を踏まえ、カラオケボックス等に対しては自動火災報知設備の設置を、温泉採取施設等に対してはガス漏れ火災警報設備の設置をそれぞれ義務付けた(平成20年7月消防法施行令一部改正)。
- 評価結果を踏まえ、大規模地震等に対応するための自衛消防組織の設置が義務付けられる防火対象物の範囲を指定し、また、一定の防火対象物に選任が義務付けられる防災管理者の資格要件等を整備した(平成20年9月消防法施行令一部改正)。

【機構・定員要求】

- 近年急増する危険物施設の事故に対応するため、平成20年5月の消防法改正により市町村長等に危険物流出等の事故の原因調査権限を付与するとともに、市町村長等からの求めに応じた消防庁長官による危険物事故調査制度を創設したところであり、評価結果も踏まえ、危険物流出等の事故原因調査の効果的な活用を図るところである。これらに伴い、調査結果からの事故原因の詳細な分析や事故データベースの適切な運用、関係機関との事故情報の共有、市町村長等との十分な連携が必要となったため、平成21年度機構・定員要求の結果、事故原因調

評価結果の政策への反映内容

査結果の詳細な分析、危険物事故データベースの見直し及び運用、関係行政機関との事故情報の共有並びに消防庁長官調査の運用等に従事する職員の増員として危険物事故調査係長及び係員の2名が措置された。(定員要求)

- 平成 20 年5月の消防組織法改正により、都道府県の区域内に災害発生市町村が2以上ある場合に緊急消防援助隊が出動したとき、都道府県知事による部隊移動の指示権を創設するとともに、消防の応援等の措置の総合調整等を行う消防応援活動調整本部を法制化したところである。また、評価結果から訓練の充実を図り、迅速な出動及び指揮・連携能力の強化を図ることとしたところである。これらから、災害時の消防応援活動調整本部への消防庁職員の派遣に加え、都道府県受援計画及び応援等実施計画の見直しに係る指導や、消防庁主催の訓練の実施や都道府県主催の訓練の調整等、消防応援活動調整本部を効果的に機能させるための取組を実施する必要があることから、平成 21 年度機構・定員要求の結果、緊急消防援助隊の訓練等推進・指導業務に従事する職員の増員として広域応援調整係長が措置された。(定員要求)
- 評価結果を踏まえ、大規模災害に対応する緊急消防援助隊の技術改革や、消防活動現場の危険性増大による安全かつ確かな活動のための科学技術開発が求められており、それらに対応するためには災害現場等に直結した消防本部、民間企業、大学等との共同研究やその研究成果を活用するための高度・専門技術者の養成が喫緊の課題となっていることから、平成 21 年度機構・定員要求において、これらの研究業務を企画立案する部門として消防研究センターに「地域連携企画調整部」を設置するとともに、統括管理責任者として「地域連携企画調整部長」の設置を図った。(機構要求)

【事務改善】

- 評価結果を踏まえ、平成 18 年度から全国で実施している住宅防火対策推進シンポジウムを、平成 20 年度は全国 11 ヶ所で実施し、住宅防火対策の広報・普及啓発を推進した。
- 評価結果を踏まえ、改正消防法の円滑な施行(平成 21 年6月予定)に向けて、消防計画ガイドラインの策定や優良事例の紹介、消防機関への技術支援等により民間事業所における自衛消防力の確保を促進した。また、平成 20 年6月から開催している「大規模地震に対応した消防用設備等のあり方検討会」において、事業所の自衛消防力確保の一環として、大規模地震に対応した消防用設備等のあり方に関する検討を行っている。
- 評価結果を踏まえ、消防法令に違反している防火対象物の更なる是正推進のため、「予防行政のあり方に関する検討会」において行われた予防業務の実施体制の検討結果等を踏まえ、平成 14 年8月 30 日付け消防安第 39 号で全国の消防機関あてに送付した「立入検査マニュアル」及び「違反処理マニュアル」を改正し、平成 20 年6月に通知を発出した。また、平成 20 年6月から開催している「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」において、認知症グループホームやカラオケボックス火災等の小規模施設における火災事例や、こうした施設の多様化・複合化の状況に対応した防火対策を検討している。
- 評価結果を踏まえ、「放火されない環境づくり」推進のため、引き続き「放火火災防止対策戦略プラン」の改良の検討及び消防本部における放火監視機器による検証実験を実施した。
- 評価結果を踏まえ、平成 20 年5月に改正した消防法の一部改正による危険物流出等の事故原因調査を市町村長等が実効的に実施できるよう、平成 20 年8月に「危険物流出等の事故の調査マニュアル」を都道府県等へ配布するとともに、調査を実施する職員の養成のため、消防大学校におけるカリキュラムの見直しを進めた。
- 評価結果を踏まえ、屋外貯蔵タンクの内部浮き蓋に係る耐震性、安全性を確保するための技術基準を制定することを目的として、平成 20 年9月に、内部浮き蓋に係る調査・検討事業を開始し、その成果を内部浮き蓋付き屋外貯蔵タンクの安全対策に関する調査検討報告書として、平成 21 年 2 月にとりまとめた。平成 21 年度も引き続き、内部浮き蓋に係る調査・検討を行うこととしている。
- 評価結果を踏まえ、E10、BDF等のバイオマス燃料の危険性の把握と安全対策を図るため、平成 20 年8月に新技術・新素材の活用等に対応した安全対策に係る調査・検討事業を開始し、その成果を新技術・新素材の活用等に対応した安全対策に係る調査検討報告書として、平成21年2月にとりまとめた。
- 評価結果を踏まえ、緊急消防援助隊の基本計画に基づく登録部隊の整備及び装備の充実とともに、地域ブロック合同訓練の充実及び緊急消防援助隊動態情報システムの実働訓練を実施するなど、緊急消防援助隊の運用体制の強化を図っている。
- 評価結果を踏まえ、消防広域化アドバイザーの派遣や消防広域化セミナーの開催等により、国民への消防の広域化の普及啓発や消防の広域化を検討・推進している市町村等への助言等を行っている。
- 評価結果を踏まえ、消防団員数の減少に歯止めをかけるために団員確保に必要な知識又は経験を有する消防職団員等を地方公共団体に派遣し、団員確保のための具体的な助言、情報提供等を行う「消防団員確保アドバイザー派遣制度」など、地方公共団体への積極的な支援を行っていくこととしている。
- 評価結果を踏まえ、自主防災活動に対する理解を促進するために、出前講座(6県)を開催するとともに、消防庁HPにおいて自主防災組織等の優良事例などの地域における取組を掲載することとしている。また、地震等の大規模災害時に必要となる自主防災活動に関する知識を普及啓発するために、防災啓発番組を企画・制作し、全国ネットで放映することとしている。
- 評価結果を踏まえ、救急業務の高度化を推進するために、救急業務高度化推進検討会を開催し、特にトリアージ、メディカルコントロール、消防機関と医療機関の連携については作業部会を設置して検討にあたっている。
- 評価結果を踏まえ、平成 20 年度から 22 年度の3カ年度において、高度な救急資機材を搭載し救急救命士が搭乗する高規格救急自動車の整備について、高規格救急自動車整備促進事業を実施している。平成 20 年度においては、18 台の高規格救急自動車が同事業により整備される予定である。

	施政方針 演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政 方針演説等内 閣の重要政策 （主なもの）	経済財政 改革の基 本方針 2007（閣議 決定）	平成19年6月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・G8北海道洞爺湖サミット等を見据えつつ、テロ等の未然防 止と緊急事態発生時の対処に万全を期する。（一部略） ・有事に備えた国民保護施策を推進する。（一部略） ・大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等へ の対策を推進する。また、消防等地域の災害応急対応力の 充実を図る。（一部略） ・災害情報共有システム等の治安・防災等に資する科学技術 の研究開発・利活用を図る。（一部略）

表 6 - 4 - 事業評価方式により事後評価した政策

政策の名称	地方公共団体に対する調査・照会業務システム整備
政策評価の結果の概要	当該事業の実施により、システムの集約化が図られ、地方公共団体に対する調査・照会業務に係る業務処理時間の短縮等の効果が期待されたが、検証の結果、期待された効果が得られないことが明らかとなり、地方公共団体に対する調査・照会業務システムの開発を行わないこととした。
政策評価の結果の政策への反映状況	地方公共団体に対する調査・照会業務システムの開発を行わないこととした評価結果を踏まえ、平成 20 年度以降予算要求を行っていない。

政策の名称	字幕番組・解説番組等の制作促進事業
政策評価の結果の概要	字幕番組・解説番組等の制作費の一部助成によって放送番組への字幕付与が進んだ結果、字幕付与可能な放送番組に占める字幕放送番組の割合が増加し、平成 19 年度の民放キー5局平均の字幕付与可能な放送時間に占める字幕放送時間の割合は 89.0%となり、設定した目標については概ね達成し、視聴覚障害者がより多くのテレビ放送から生活・文化情報等入手することが可能となった。 また、民放キー5局、準キー4局の字幕制作については、当該局の字幕放送を実施するノウハウの蓄積、局内体制の整備、字幕放送の実績などを踏まえ、制作費に対する助成率を引き下げるなど、有効性、効率性等が認められる。
政策評価の結果の政策への反映状況	平成 19 年 10 月、平成 20～29 年度までの字幕放送・解説放送の普及目標を定めた「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を策定したところであり、引き続き、視聴覚障害者向け放送の充実を図っていくため、評価結果を踏まえ、4.2 億円を平成 21 年度予算に盛り込んだ。

政策の名称	地上デジタル放送の公共分野における利活用に関する調査研究
政策評価の結果の概要	本調査研究を一つのきっかけとして、先進的な地方公共団体において地上デジタル放送を活用した行政情報システムが実用化され、報告書が全国の地方公共団体に配布されたところであり、地方公共団体への的確な情報提供とともに、その成果は、全国において地上デジタル放送の公共分野における利活用を促進することで、行政サービスの向上に寄与し、国民生活に還元・分配されるものである。これらのことから有効性・公平性が認められる。 本調査研究で進められた、データ放送、通信インフラ再送信及び携帯端末向け放送は、早く実用化が図られ、地上デジタル放送の普及促進に大きく貢献し、本調査研究を計画年度より早期に終了することができ、費用対効果の観点から、十分な効率性が認められる。
政策評価の結果の政策への反映状況	本政策は、平成 18 年度で終了した。

政策の名称	ユビキタスネットワーク時代に向けたマルチコンテンツ利用技術の開発・実証
政策評価の結果の概要	新たな産業創出として高く期待されているIPTVサービス市場の確立のためには、多様なコンテンツの流通促進が必要不可欠であり、その為には、コンテンツの保護と利便性の両立に向けた汎用的なコンテンツ利用連携技術の開発・実証が必要となる。これには、公共的なインフラの役割を果たす基盤的な技術を確認しながら開発・実証を進めていくことが求められ、その開発・実証過程では、コンテンツの権利者、コンテンツホルダ、配信事業者、端末・家電機器メーカー等多数の関係者の参画を確保しながら合意形成を行うことが不可欠である。 本調査研究においては、関係者の合意形成が成されたかたちでの安全かつ適切なコンテンツ取引・制御が可能な技術の開発・実証が行われ、IP再送信やIP自主放送、VODといったそれぞれの仕様体系が確立されたことにより、国内外の標準化に向けた基盤が整備されると共に、国内においては主要な通信事業者、放送事業者、受信機製造者を中心に、平成 20 年度上旬には、民間の標準化団体の立ち上げがなされることが期待されている。 また、当該基盤を利活用した数多くの民間事業者により、平成 20 年度内に実ビジネスへの参入促進が期待されている。(平成 20 年度内に、NTTやNHKなどの複数の民間事業者が、標準化された仕様に基づくIPTVサービスを開始する予定。)
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえ、平成 20 年度から、多様なネットワーク環境下においてデジタル・コンテンツのウインドウの多様化を促進するための実証等を実施するために、3.3 億円を平成 21 年度予算に盛り込んだ。

政策の名称	移動通信システムにおける高度な電波の共同利用に向けた要素技術の研究開発
政策評価の結果の概要	<p>本研究開発により、移動通信における高度な電波の共同利用を実現する要素技術が確立された。特許については、申請から取得まで複数年必要となることから、今後も取得数の増加が見込まれる。さらに、国際標準化提案については複数件の提案を行っており、当該領域において国際的な優位性を確保し、移動通信システム関連の技術等における我が国の国際競争力強化に資することが見込まれる。</p> <p>また、本研究開発においては、研究開発の開始時に3ヶ年を通じた達成目標・実施計画を具体的に定めるとともに、実施年度ごとの実施計画及び予算計画については、有識者から構成される評価会を開催し、その中で、実施体制の妥当性及び経済的効率性の観点から「順調に研究開発が進められ、実施体制、予算共に妥当であり、効率的である。」との評価を得ている。</p> <p>さらに、逼迫する電波のより有効かつ効率的な利用を実現するためのものであり、無線局の免許人その他の無線通信の利用者の受益となることから、有効性、効率性、公平性が認められる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	本研究開発により、移動通信における高度な電波の共同利用を実現する要素技術が確立されたことから、評価結果を踏まえ、今後は、国際的な標準化動向とも整合性を図りつつ、実用化に向けた各種取組を実施する。

政策の名称	衛星通信と他の通信の共用技術の研究開発
政策評価の結果の概要	<p>本研究開発により、衛星通信と第4世代移動通信との混在環境において、周波数や地理的位置関係への制約を大きく軽減させるために必要な共用条件が得られた。また、受託者の実施体制としては、干渉を受ける側であるアンテナ運用サイドの民間企業及びアンテナ装置の開発サイドである民間企業から構成されており、本共用技術の必要条件の明確化及びそれらに対する解決策の検討を行う上で妥当と言える。さらに、研究開発の遂行にあたっては、有識者から構成される評価会を開催し、実施計画及び予算計画について有識者からの助言を参考にするなど有効性・効率性が認められる。</p> <p>本研究開発は、第4世代移動通信の導入に鑑み、衛星通信と第4世代移動通信との周波数共用を図ることで、共用のための柔軟なインフラ構築と効率的な周波数利用を実現するためのものであり、無線局の免許人その他の無線通信の利用者の受益となることから公平性についても認められる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえ、本研究開発において得られた周波数共用技術の国際的な周知のため、ITU-R会合への寄与と文書提出を引き続き行っているところ。また、国内において第4世代移動通信の導入に向けた取り組みに対しても、本共用技術を提案することで、円滑な導入のための参考技術として貢献する予定。

政策の名称	高速・高精度測定技術の研究開発
政策評価の結果の概要	<p>本研究開発については、電波の有効利用に資する厳密な周波数共用基準を策定かつ運用するために必要とされる技術を確認し、関連特許の出願につなげており、製品等への実用化に向けた取組が開始されたところである。また、測定技術ごとに研究内容を区分し、それぞれに専門知識や研究開発遂行能力を有する通信機器メーカー等の研究者のノウハウを活用し、研究開発実施機関それぞれの特質に応じた適切な役割分担のもと実施され、有効性・効率性が認められる。</p> <p>さらに、干渉の原因となる不要な電波を極めて広帯域にわたって高精度かつ瞬時に把握することによって、他のシステムとの厳密な共用条件等の検討が可能となり、ガードバンドを最小限に抑えることが可能となり、周波数のひっ迫対策に資するものであり、無線局の免許人その他の無線通信の利用者の受益となることから公平性を有するものである。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえ、研究開発の成果展開を図るため、委託先企業を中心とした製品等の実用化に向けて取組を促進する。

表 6 - 4 - 総合評価方式により事後評価した政策

施策名	国家公務員の人事管理の推進																											
<p>施策の概要</p>	<p>国家公務員給与・退職手当制度の運営・改善を図るとともに、適切な人事管理を推進する観点から、能力・実績主義を重視した人事運用、多様な人材の確保・活用、高齢化への対応と適切な退職管理、職員の服務規律の確保、労働時間短縮に取り組んでいる。 加えて、職員の能力開発・啓発、福利厚生や労務管理の充実を図っている。</p>																											
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) あらかじめ目標(値)を設定した指標については進展が見られ、また、参考となる指標等についても、それぞれ着実に実施されていることから、全体として、基本目標の達成に向けた着実な取り組みがなされている。</p> <p>(必要性) 例えば以下のように、各施策の必要性が認められる。 [高齢化への対応と適切な退職管理の推進] 総務省が実施する「退職準備・生涯生活設計プログラム等担当者講習会」等の施策を踏まえる形で、各府省において退職準備プログラム等が実施されており、こうした取組の必要性が認められる。</p> <p>(有効性) 例えば以下のように、各施策の有効性が認められる。 [能力・実績主義を重視した人事運用の推進] 人事評価は任用、給与、分限その他の人事管理の基礎となるものであることから、その評価手法は信頼性の高いものとなるよう制度構築する必要がある。そのため数次にわたる試行を行い、その結果を検証する必要があることから、平成 19 年度においては、本府省の課長以下の職員を対象とした第2次試行を円滑に実施し、検証を行ったところ、アンケート、データ分析ともに、評価手法の有効性等がおおむね実証された。</p> <p>(効率性) 例えば以下のように、各施策が効率的に実施されている。 [制度の運営・改善] 国家公務員の退職手当調査については紙媒体から電子データへの移行を進め、必要最小限の所要経費で効率的に実施するように努めている。</p> <p>(反映の方向性) 国家公務員の人事行政に対する国民各層からの様々なご指摘、国家公務員制度改革基本法において示された改革の方向を踏まえて、今後の施策の方向性について検討を行う必要がある。 また、既存の個別事業については、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、その効果及びこれに要する費用等を考慮して、廃止も含めた見直しを行い、質の高い行政サービスの実現、行政に対する国民の信頼を確保、公務と公務員を取り巻く環境の変化に対応した公務能率の向上といった基本目標の実現を図る必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="320 1283 1430 1771"> <thead> <tr> <th>指標等</th> <th>目標値</th> <th>目標年度</th> <th>分析の視点</th> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国家公務員 種事務系区分(行政、法律、経済)採用者に占める女性の割合</td> <td>30%</td> <td>22 年度</td> <td>「男女共同参画基本計画」(第2次)(平成 17 年 12 月 27 日閣議決定)で示された政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安を踏まえ、各府省において多様な人材の確保・活用が進められているか。</td> <td>21.5% (64 名 / 298 名中)</td> <td>22.4% (66 名 / 295 名中)</td> <td>25.1% (74 名 / 295 名中)</td> </tr> <tr> <td>国家公務員の配置転換の人数</td> <td>704 人</td> <td>19 年度</td> <td>国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画(平成 18 年 6 月 30 日閣議決定、22 年度までに 2,908 人が配転の見通し)を着実に達成し、国家公務員の定員純減が円滑に行われているか。</td> <td>(取組開始前)</td> <td>748 人(内定数、平成 19 年 4 月 1 日実施)</td> <td>783 人(内定数、平成 20 年 4 月 1 日実施)</td> </tr> </tbody> </table>							指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17 年度	18 年度	19 年度	国家公務員 種事務系区分(行政、法律、経済)採用者に占める女性の割合	30%	22 年度	「男女共同参画基本計画」(第2次)(平成 17 年 12 月 27 日閣議決定)で示された政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安を踏まえ、各府省において多様な人材の確保・活用が進められているか。	21.5% (64 名 / 298 名中)	22.4% (66 名 / 295 名中)	25.1% (74 名 / 295 名中)	国家公務員の配置転換の人数	704 人	19 年度	国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画(平成 18 年 6 月 30 日閣議決定、22 年度までに 2,908 人が配転の見通し)を着実に達成し、国家公務員の定員純減が円滑に行われているか。	(取組開始前)	748 人(内定数、平成 19 年 4 月 1 日実施)	783 人(内定数、平成 20 年 4 月 1 日実施)
指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17 年度	18 年度	19 年度																						
国家公務員 種事務系区分(行政、法律、経済)採用者に占める女性の割合	30%	22 年度	「男女共同参画基本計画」(第2次)(平成 17 年 12 月 27 日閣議決定)で示された政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安を踏まえ、各府省において多様な人材の確保・活用が進められているか。	21.5% (64 名 / 298 名中)	22.4% (66 名 / 295 名中)	25.1% (74 名 / 295 名中)																						
国家公務員の配置転換の人数	704 人	19 年度	国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画(平成 18 年 6 月 30 日閣議決定、22 年度までに 2,908 人が配転の見通し)を着実に達成し、国家公務員の定員純減が円滑に行われているか。	(取組開始前)	748 人(内定数、平成 19 年 4 月 1 日実施)	783 人(内定数、平成 20 年 4 月 1 日実施)																						
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p>職員の福利厚生関係 評価結果、また「政策のたな卸し」の観点から、施設の老朽化及び「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」の提言等を踏まえ、国家公務員船橋及び枚方体育センター、福岡野球場の管理運営及び維持管理に必要な経費に係る予算については(平成 20 年度予算額 0.62 億円)、廃止することとした。</p> <p>職員の能力開発・啓発関係 評価結果、また、今般成立した国家公務員制度改革基本法を踏まえ、啓発事業の有効性をさらに高めるべく、既存の啓発事業を抜本的に見直し、以下の予算を平成 21 年度に新規に盛り込んだ。 「管理職員育成課程」及び「人事及び労務管理担当者啓発課程」に係る予算(4.2 百万円)</p>																											

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	第 169 回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	<p>公務員制度のあり方を原点に立ち返って見直すことが必要です。行政に対する信頼を取り戻すため、公務員が能力を高め、国民の立場に立ち、誇りと責任を持って職務を遂行できるよう、総合的な公務員制度改革を進めてまいります。</p> <p>国民への奉仕者である国家公務員の一層の綱紀粛正と倫理の向上を徹底します。</p>
	経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	<p>4. 公務員制度改革</p> <p>戦後レジームからの脱却の中核的な改革として取り組み、21 世紀にふさわしい行政システムを支える公務員像を実現する。</p>

<p>施策名</p>	<p>行政評価等による行政制度・運営の改善</p>
<p>施策の概要</p>	<p>1 政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、各府省は、所掌する政策について自ら評価を実施。総務省は、各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう政策評価制度を推進するとともに、府省の枠を超えた全政府的な立場から、政策の統一性・総合性を確保するための評価（統一性・総合性確保評価）及び各府省の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動（客観性担保評価活動）を実施。</p> <p>2 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進 中立・公正な立場から各府省の業務の実施状況等を調査し、その結果に基づき勧告等を行う行政評価・監視業務、国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関に必要なあっせん等を行う行政相談業務により、行政の制度・運営の改善を推進する。また、年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示し、年金制度に対する信頼を回復することを目的として、あっせん等を実施。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価）</p> <p>1 政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施 総務省における制度の推進及び全政府的見地からの評価の実施を通じて、評価の質の向上、予算要求等政策への反映、関係府省における政策の見直し・改善が図られていることから、一定の効果を上げている。</p> <p>2 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進 行政評価・監視については、迅速かつ的確な実施を通じ、勧告等に基づく行政制度・運営の見直し・改善が図られている。 また、行政相談については、苦情あっせん解決率が例年 90%を超えているほか、あっせん以外にも関係機関等に相談内容を通知・連絡することなどにより行政制度・運営の改善を推進している。 さらに、年金記録に関するあっせん等の実施については、処理件数を飛躍的に増大させており、年金制度に対する国民の信頼の回復に資するものとなっている。しかしながら、審議の公平性を確保しつつも、更なる処理の推進が必要である。</p> <p>（必要性）</p> <p>1 政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施 政策の効果を点検し、その不断の見直しや改善を図る上で、各府省における評価の実施及びその実効性を高めるための仕組みは、必要不可欠。</p> <p>2 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進 各府省とは異なる中立・公正な立場から行政評価・監視を行う機能は政府部内に必要不可欠。 また、国の行政全般について国民からの苦情等を広く受け付け、中立・公正な立場からその解決等を図る機能は必要不可欠。 さらに、年金記録に関するあっせん等の実施については、いわゆる「年金記録問題」への対応策の一つとして、安倍総理大臣（当時）の指示によるものであり、同様の役割を果たし得る機関が他にはないこと、多数の申立てがあること等に鑑みれば、本政策は必要不可欠。</p> <p>（有効性）</p> <p>1 政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施 各府省における政策評価の質の向上、評価結果の予算要求等政策への反映は着実に進展しており、有効性が認められる。</p> <p>2 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進 行政評価・監視については、平成 19 年度に受理した「その後の改善措置状況」において、指摘事項の 97.0%は既に改善措置が採られるなど、各府省における行政制度・運営の改善が図られていることから、有効性が認められる。 また、行政相談については、苦情あっせん解決率は 90%を超えており、有効性が認められる。 さらに、年金記録に関するあっせん等の実施については、困難かつ経験のない業務を短期間に、様々な構成員からなる体制で処理しているにもかかわらず、体制整備と習熟度の向上に伴い月ごとの処理件数を飛躍的に増加させてきており、有効性はあると考える。</p> <p>（効率性）</p> <p>1 政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施 総務省が行った統一性・総合性確保評価については、18 年度に比べ、処理期間に長期間を要しており、評価結果の早期の政策への反映を図るためには、一層の効率性の向上が必要。</p> <p>2 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進 行政評価・監視については、18 年度に比べ、処理期間に長期間を要しており、早期の行政の制度・運営の改善を図るためには、一層の効率性の向上が必要。 また、行政相談については、行政相談委員の活用等、国民にとって簡易・迅速な様々な方法で受け付けており、その内容に応じ処理されている。</p>

	<p>さらに、年金記録に関するあっせん等の実施については、第三者委員会における月ごとの処理件数は飛躍的に増加してきており、体制整備と習熟度の向上により、効率性も徐々に高まってきていること、他の合議制の審査機関で、これほどの件数を処理しているものはないこと、行政不服審査に比べて簡素な手続で対応可能であることから効率性が認められる。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ol style="list-style-type: none"> 政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施 <ul style="list-style-type: none"> 重要対象分野の的確な選定及び各府省における評価の実施の推進。 規制の事前評価の円滑な実施の推進及び質の向上。 客観性担保評価活動について、特に評価の内容に踏み込んだ点検の充実・強化。 統一性・総合性確保評価について、取りまとめの迅速化を図るため、調査効率の向上を図る。 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進 <ul style="list-style-type: none"> 行政評価・監視については、取りまとめの一層の迅速化を図るため、業務の減量化等現行の業務の進め方や体制の在り方について検討。 行政相談制度については、迅速な受付、的確な処理、新任行政相談委員への支援を行うための体制強化、効果の高い広報媒体への掲載・報道依頼の充実。 年金記録の訂正に関し、申立内容を十分に汲み取り、審議の公正性を確保しながら、事案処理の迅速化に取り組む。また、平成 20 年3月末までに申し立てられた事案については、おおむね1年を目途に処理を終える。 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>—</p>		
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p>【予算要求】</p> <p>○ 評価結果を踏まえ、政策評価の的確な実施とその質の一層の向上、評価結果の政策への着実な反映の更なる推進を図るため、政策評価の推進に要する経費にかかる予算を引き続き要求することとし、1.0 億円(平成 20 年度予算 1.1 億円)を 21 年度予算に盛り込んだ。</p> <p>【機構・定員要求】</p> <p>○ 評価結果を踏まえ、行政相談の迅速な受付、的確な処理、新任行政相談委員への支援を行う体制強化のために、短時間再任用職員の定員を要求した。(定員要求:32 時間×6名)</p> <p>○ 評価結果を踏まえ、年金記録の訂正に関するあっせん等の事案処理の一層の迅速化に取り組むために、年金記録確認第三者委員会に関する事務処理体制の強化のための定員を要求した。(定員要求:18 名、振替要求 252 名)</p> <p>【事務改善】</p> <p>○ 評価結果を踏まえ、政策評価、行政評価・監視業務の重点化・効率化を図ることとし、政策評価フォーラムの廃止、政策評価統一研修の開催回数の削減等を行った。</p> <p>○ 評価結果を踏まえ、行政相談業務の重点化・効率化を図ることとし、男女共同参画研修会の開催回数の削減等を行った。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>第3章 21世紀型行財政システムの構築</p> <p>3. 予算制度改革</p> <p>(4) 政策評価の機能の発揮</p> <p>平成 19 年末から(略)経済財政諮問会議と総務省・各府省の政策評価に関する連携を強化することにより、評価結果を活用し、予算の効率化等国の政策に適切に反映する。</p> <p>II 19年度重点計画事項</p> <p>1 横断的制度</p> <p>(1) 規制の横断的評価・見直し</p> <p>④ 規制影響分析(RIA)の幅広い実施</p> <p>イ(略)総務省は、各府省庁の取組を支援するため、毎年度、規制についての事前評価の実施状況の把握・分析を行うとともに、調査研究、各府省庁に対する情報提供や必要な研修等の取組を進めていく。</p> <p>ウ RIAの実施に当たっては、(略)総務省は、上記を踏まえ、各府省庁が充実したRIAを実施できるよう、ガイドラインの速やかな策定を行う。</p> <p>第4章 持続的で安心できる社会の実現</p> <p>4. 質の高い社会保障サービスの構築</p> <p>iv) 領収書等の証拠がない方については、総務省に設置する第三者委員会における公正な判断を踏まえ、社会保険庁はこれを尊重して記録の訂正を行う。</p>

	年金記録問題に関する今後の対応	平成 20 年1月 24 日 年金記録問題に関する関係閣僚会議	<p>4. 年金記録確認第三者委員会の事案処理の強化</p> <p>(1) 当面の審議の促進 年金記録確認第三者委員会においては、(略)体制の拡充を行ってきたところであり、さらに、あっせん事例集の整備等を行うことにより、各地方委員会の迅速な処理の推進を図り、処理件数の大幅な増加を図る。(略)</p> <p>(2) 本年4月以降の取組み 上記の審議促進策を踏まえ、本年3月末までに申し立てられた事案については、概ね1年を目途に処理を終えることとする。 また、本年4月以降に申し立てられる事案については、(略)申立件数を勘案した一層の体制強化等を講ずることにより、迅速な処理を進める。</p>
--	-----------------	------------------------------------	---

施策名	地域振興
<p>施策の概要</p>	<p>ア 地方公共団体の地域づくりの支援 地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、総務省では、循環型社会形成事業、少子・高齢化対策事業及び地域資源活用促進事業について財政措置を講じている。</p> <p>イ 地方公共団体の国際化施策の推進 外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流を推進することを目的に、総務省等関係機関が協力して、地方公共団体において、語学指導等を行う外国青年招致事業（以下、「JETプログラム」）を実施している。また、近年の外国人住民の増加に伴い、外国人住民施策は、一部の地方公共団体のみならず、全国的な課題となりつつあることから、「地域における多文化共生推進プラン」を総務省が策定・通知し、地域国際化連絡会議を開催することなどにより普及を図っている。</p> <p>ウ 地方公共団体が実施する地域振興施策の推進（中心市街地活性化、PFI事業の支援） 中心市街地の再活性化の促進を通じて、地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、総務省では、財政措置を講じている。 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、総務省では、地方公共団体がPFI事業を円滑に実施できるようにするため、地域振興課を窓口として、情報提供や助言、財政措置などの支援を行っている。</p> <p>エ 過疎地域の自立促進 人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域（過疎地域）とその他の地域との格差の是正等を図るため、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号、以下「過疎法」という。）に基づき、国、都道府県、市町村の各種施策等を通じて、地方公共団体が総合的かつ計画的な過疎対策事業を実施できるよう、総務省では、情報提供や助言、財政措置を行っているところである。</p> <p>オ 辺地に係る公共的施設の総合整備の促進 辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号、以下「辺地法」という。）に基づき、国、都道府県、市町村の各種施策等を通じて、地方公共団体が辺地住民の生活文化水準の向上のための辺地対策事業を総合的、計画的に実施できるよう、総務省では、情報提供や助言、財政措置を行っているところである。</p> <p>（平成19年度予算額）726百万円</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価） 平成19年度は既存の事業について、継続的に、地域の活性化・国際化、過疎地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正に取り組んできたところであり、指標等をみると総務省が実施した施策については一定の有効性等があったといえる。 しかしながら、厳しい地方財政の状況下、地域の特性にあった魅力ある地域づくりの確保をさらに推進するために、地方公共団体のニーズ等を的確に把握することにより、このような取組を推進する必要がある。</p> <p>（必要性） 地域づくりは、地方公共団体が自主的・主体的に取り組むものであるが、真に必要な基盤整備事業に対し、現下の厳しい地方財政の状況において地方財政措置等を行うことは、地域の活性化のために必要である。</p> <p>（有効性） 地域の活性化・国際化や過疎地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正を目指して取り組む地方公共団体に対する総務省の情報提供や助言、財政措置等の取組については、概ね有効性が認められる。例えば、過疎地域の自立促進がなされているかについて見ると、後期過疎地域自立促進計画に基づく事業の進捗率を見てみると、平成18年度時点で都道府県47%、市町村28%となっており、厳しい財政状況下において着実に進捗していることから一定の有効性が認められるなど、これまでの過疎対策事業が着実に実施され、過疎地域とその他の地域における地域格差の是正に、一定の成果をあげてきたという施策の有効性が認められる。</p> <p>（反映の方向性） 総務省では、これまで、地域の活性化・国際化や過疎地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正を目指して取り組む地方公共団体に対して、情報提供や助言、財政措置等を継続して行ってきたところである。 しかしながら、平成20年施政方針演説において、地方再生戦略に基づき、地方の創意工夫を活かした自主的な取組みを政府一体となって強力に後押しするという政府方針が示されていることから、これまで以上に、総務省では、実態やニーズを的確に把握することにより、地域の特性にあった魅力ある地域づくりをしようとする地方公共団体に対し支援を実施していくとともに、地域力創造に向けた取組を進めていく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】 後期（平成17年度～平成21年度）過疎地域自立促進計画の進捗率</p>

	指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
	過疎地域自立促進計画の進捗率	市町村及び都道府県が策定した過疎地域自立促進計画に基づいて過疎対策事業を実施することにより、過疎地域の自立促進を達成する。	21年度	過疎地域の自立を促進するための後期過疎地域自立促進計画(平成17～21年度)に基づく事業の実施が着実に進んでいるか。	都道府県 24% 市町村 14%	都道府県 47% 市町村 28%	集計中
評価結果の政策への反映内容	【予算要求】						
	<ul style="list-style-type: none"> 過疎対策については、評価結果を踏まえ、都市部との交流施設等に要する経費について平成21年度は2.0億円を予算計上した。 また、評価結果を踏まえ、地方公共団体におけるPFI事業等の推進のための方策の検討に要する経費(185万円)を平成21年度概算要求に盛り込んだ。 						
	【事務改善】						
<ul style="list-style-type: none"> 過疎対策については、評価結果を踏まえ、事業の採択にあたって、事業計画より厳しく精査する。 国際化施策については、評価結果を踏まえ、平成23年度より小学校における英語教育が必修化されることから、JETプログラムの拡充が期待されることから、関係機関と連携し、更なる有効な活用方策について検討している。 評価結果を踏まえ、地方公共団体の行うPFI事業の事業者に関する調査結果を公表予定。 辺地の公共施設の着実な整備を行うため、評価結果を踏まえ、平成21年度の地方債計画(概案)策定時に辺地対策事業債について、所要の計画額を盛り込んだ。 							
【税制改正】							
<ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、過疎地域における製造業等の事業用設備等に係る特別償却の1年間の延長(国税、地方税)した。 							
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)				
	第169回国会 総理施政方針演説	平成20年1月18日	地方の元気は日本の活力の源です。昨年11月に取りまとめた「地方再生戦略」に基づき、地方の創意工夫を活かした自主的な取組を、政府一体となって強力に後押ししてまいります。				

施策名	地方財源の確保と地方財政の健全化																								
施策の概要	地方公共団体の財政運営に支障が生じないように所要の地方財源の確保を行うとともに地方交付税の算定方法の簡素化等の見直しを進める。また、地方公共団体の財政収支を改善し、地方行財政の健全化を図る。																								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 一般財源総額を確保するとともに、財源不足分については補てん措置を講じ、国家財政・国民経済等との整合性の確保や地方財源の保障が図られた。また、地方交付税の算定項目を平成 19 年度において3割削減するなど算定方法の簡素化・透明化が進展した。さらに、公債費負担の適正化も進展した。</p> <p>(必要性) ① 地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じるため、地方財政計画を策定し、所要の地方財源を確保していく必要がある。 ② 地方交付税については、地方公共団体の自主的・自立的な財政運営を促す方向で地方交付税の算定方法の見直しを進める必要がある。 ③ 引き続き公債費負担適正化計画に基づく財政健全化を進めるとともに、財政健全化法に基づき、わかりやすい財政情報の公表を徹底することなどにより、財政の健全化を推進する必要がある。</p> <p>(有効性) ① 「地方再生対策費」の創設などにより、地方財政計画の規模は前年度に比べ 2,753 億円の増となったが、厳しい地方財政の現状等を踏まえ「地方再生対策費」を除くと前年度 0.2%の減に抑制した。この結果、地方財源の確保・保障がなされることになり、地方財政計画の策定について一定の有効性が認められる。 ② 地方交付税の算定項目については、平成 19 年度において約3割削減され、引き続き平成 20 年度においても簡素化を進めることから、算定方法の簡素化・透明化が進展した。このため、地方交付税の予見可能性を高めるために必要な施策として、有効性が認められる。 ③ 平成 19 年度において公債費負担適正化計画の完了を予定していた2団体は全て完了し、公債費負担の適正化について一定の進展をみたため、有効性が認められる。</p> <p>(効率性) 交付税の算定の簡素化・透明化により、地方公共団体の事務負担の軽減、財政運営の透明化が促進されたため、効率性が認められる。</p> <p>(反映の方向性) ① 平成 21 年度以降についても、所要の地方財源の確保を図りつつ、地方行財政運営の自立性の向上及び地方行財政基盤の拡充を推進する。 ② 地方交付税については、引き続き、所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的な財政運営に資するための一層の算定方法の簡素化を行う。 ③ 財政健全化法に基づくわかりやすい財政情報の開示を徹底すること等により、地方公共団体の財政の健全化を推進する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="320 1361 1481 1579"> <thead> <tr> <th>参考となる指標</th> <th>平成 18 年度</th> <th>平成 19 年度</th> <th>平成 20 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方財政計画の規模</td> <td>83 兆 1,508 億円</td> <td>83 兆 1,261 億円</td> <td>83 兆 4,014 億円</td> </tr> <tr> <td>一般財源比率</td> <td>66.6%</td> <td>68.1%</td> <td>68.4%</td> </tr> <tr> <td>地方債依存度</td> <td>13.0%</td> <td>11.6%</td> <td>11.5%</td> </tr> <tr> <td>借入金残高</td> <td>200 兆円</td> <td>199 兆円</td> <td>197 兆円</td> </tr> <tr> <td>地方債計画の規模</td> <td>13 兆 9,466 億円</td> <td>12 兆 5,108 億円</td> <td>12 兆 4,776 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※参考となる指標の進捗状況については、それぞれ表題の年度の次年度の内容を記載している。</p>	参考となる指標	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	地方財政計画の規模	83 兆 1,508 億円	83 兆 1,261 億円	83 兆 4,014 億円	一般財源比率	66.6%	68.1%	68.4%	地方債依存度	13.0%	11.6%	11.5%	借入金残高	200 兆円	199 兆円	197 兆円	地方債計画の規模	13 兆 9,466 億円	12 兆 5,108 億円	12 兆 4,776 億円
参考となる指標	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度																						
地方財政計画の規模	83 兆 1,508 億円	83 兆 1,261 億円	83 兆 4,014 億円																						
一般財源比率	66.6%	68.1%	68.4%																						
地方債依存度	13.0%	11.6%	11.5%																						
借入金残高	200 兆円	199 兆円	197 兆円																						
地方債計画の規模	13 兆 9,466 億円	12 兆 5,108 億円	12 兆 4,776 億円																						
評価結果の政策への反映内容	<p>【予算要求】 ・ 評価結果を踏まえ、財政健全化法に基づくわかりやすい財政情報の開示を徹底するため、資産債務改革を推進する地方公会計の普及促進に要する予算を 4,265 千円計上した。</p> <p>【制度改正】 ・ 評価結果を踏まえ、地方分権の推進や少子・高齢化による財政需要の拡大に対応するため、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じるなど、所要の地方財源を確保する予定。 ・ 評価結果を踏まえ、地方交付税については、今後とも引き続き、財源調整や財源保障の機能を適切に果たすことができるよう所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的な財政運営に資するための一層の算定方法の簡素化を行う必要があることから、普通態容補正の個別係数を縮減するとともに、一部の費目において事業費補正や急増補正を廃止する予定。 ・ 評価結果及び財政健全化法に基づく財政健全化計画の策定の義務付け等が平成 20 年度決算から適用されることを踏まえ、同法に基づくわかりやすい財政情報の公表を徹底することなどにより財政の健全化を推進する予定。</p> <p>【機構・定員要求】 ・ 評価結果を踏まえ、地方公共団体の財政健全化や地方分権推進のための事務処理体制整備として、4名の増員がされた。</p>																								

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	<p>第3章 21世紀型行財政システムの構築</p> <p>1. 歳出・歳入一体改革の実現</p> <p>【改革のポイント】</p> <p>1. 真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行いつつ、「基本方針2006」で示された5年間の歳出改革を実現する。そのため、主要な分野について制度改革等の道筋やその取組を示す。</p> <p>8. 地方分権改革</p> <p>【改革のポイント】</p> <p>2. 地方財政全体が地方分権にかなった姿になるよう、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源配分の一体的な改革に向け地方債を含め検討する。あわせて、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討する。</p>

施策名	分権型社会を担う地方税制度の構築																								
<p>施策の概要</p>	<p>平成 20 年度地方税制改正については、まず、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与することとした。</p> <p>また、最近における社会経済情勢等にかんがみ、個人住民税における寄附金税制について、都道府県や市区町村の条例により控除対象寄附金を指定する仕組みの導入や地方公共団体に対する寄附金税制の見直し等を行うこととした。</p> <p>この他、上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の期限延長、公益法人制度改革への対応など、税制上の所要の措置を講じた。</p>																								
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 平成 20 年度地方税制改正における地方法人特別税等の創設、個人住民税における寄附金税制の見直し等の取組は、社会経済情勢の変化に適切に対応したものであり、分権型社会を担う地方税制度の構築にも有効と考えられる。</p> <p>しかしながら、参考となる指標を見ると地方税の充実、地方間の税収格差の縮小、地方税の税収の安定性の確保等について抜本的な解決には至っていない状況であり、今後とも、分権型社会を担う地方税制度の構築に向けた取組みを一層強化する必要がある。</p> <p>(必要性) 少子・高齢化の急速な進展に伴い、地方の社会保障関係経費の更なる増嵩が見込まれていることから、地域福祉の充実に必要な財源を安定的に確保するために、総務省として更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図る中で、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める必要がある。</p> <p>(有効性) 平成 20 年度地方税制改正については、地方法人特別税、地方法人特別譲与税の創設、個人住民税における寄附金税制の見直し等、税制上の所要の措置を講じることで社会経済情勢の変化に適切に対応した。</p> <p>(効率性) 政策評価と非課税等特別措置の連携強化による各府省庁からの税制改正要望ヒアリングの効率化、政府広報の活用等、関係省庁との連携による税務広報の効率化が図られた。</p> <p>(反映の方向性) 地域福祉の充実等に要する財源を、今後、安定的に確保するため、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実に取り組む中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すことなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 分権型社会を担う地方税制度の構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。具体的には、 ・当面、国と地方の税収比 1:1 を目指して、地方税を充実すること、 ・地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差を縮小すること、 等を目指す。</p>																								
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p>【予算要求】 評価結果を踏まえ、分権型社会を担う地方税制度の構築のため、政策の棚卸し等の種々の要請にも対処しつつ、地方税制改正に必要な予算を引き続き要求した。</p> <table border="0" data-bbox="347 1585 1374 1783"> <tr> <td>平成 21 年度予算額</td> <td></td> <td>平成 20 年度予算額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般会計</td> <td></td> <td>一般会計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方税制度整備費</td> <td>48 百万円</td> <td>地方税制度整備費</td> <td>53 百万円</td> </tr> <tr> <td>特別会計</td> <td></td> <td>特別会計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務取扱費</td> <td>7 百万円</td> <td>事務取扱費</td> <td>5 百万円</td> </tr> <tr> <td>(地方譲与税譲与金</td> <td>1,461,800 百万円)</td> <td>(地方譲与税譲与金</td> <td>702,700 百万円)</td> </tr> </table> <hr/> <p>【制度改正】 評価結果を踏まえ、分権型社会を担う地方税制度の構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。 具体的には、 ・当面、国と地方の税収比 1:1 を目指して、地方税を充実すること、 ・地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差を縮小すること、 等を目指す。</p> <p>【機構・定員要求】 評価結果を踏まえ、平成 21 年度機構・定員要求において、平成 20 年度地方税制改正により創設された地方法人特別税(平成 20 年 10 月施行)等に関する事務の企画・調査業務を担当する係長 2 名及び係員 1 名の計 3 名の増員を要求した。(定員要求)</p>	平成 21 年度予算額		平成 20 年度予算額		一般会計		一般会計		地方税制度整備費	48 百万円	地方税制度整備費	53 百万円	特別会計		特別会計		事務取扱費	7 百万円	事務取扱費	5 百万円	(地方譲与税譲与金	1,461,800 百万円)	(地方譲与税譲与金	702,700 百万円)
平成 21 年度予算額		平成 20 年度予算額																							
一般会計		一般会計																							
地方税制度整備費	48 百万円	地方税制度整備費	53 百万円																						
特別会計		特別会計																							
事務取扱費	7 百万円	事務取扱費	5 百万円																						
(地方譲与税譲与金	1,461,800 百万円)	(地方譲与税譲与金	702,700 百万円)																						

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	第 169 国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	<p>(国民の信頼を取り戻す行財政改革) 地球温暖化問題への対応を行うためにも、現行の税率を維持する必要があります。これまでの特定財源の仕組みを見直し、納税者の理解を得ながら一般財源を確保してまいります。</p> <p>(給付を受ける側に立った社会保障制度の再構築) 消費税を含む税体系の抜本的改革について早期に実現を図る必要があります。</p> <p>(活力ある地方の創出) 法人事業税を見直し、地域間の税源の偏在をより小さくする暫定措置を講じ、特に財政の厳しい市町村に重点的に配分します。今後、税体系の抜本的改革に結び付けていきたいと思います。</p>
	経済財政改革の基本方針2007～「美しい国」へのシナリオ～	平成19年6月19日 (閣議決定)	<p>2. 税制改革の基本哲学 (実現すべき6つの柱) (5) 真の地方分権の確立</p> <p>・財源における地方の自立性を高めるため、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。</p> <p>・法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方税の在り方や国と地方の間の税目・税源配分(地方交付税財源を含む)の見直しなど、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差の縮小を目指す。</p>

施策名	選挙制度等の適切な運用
<p>施策の概要</p>	<p>社会のニーズ、選挙の執行等から明らかとなった問題に対して調査検討を行い、その結果等を踏まえ、所管法令の整備を図ることによって、国民主権主義に則した選挙制度の確立を図る。</p> <p>選挙等の管理執行に関する統計調査等を行うことにより、選挙等の管理執行に関する問題を把握し、問題を検証することで選挙等の管理執行体制の改善を図るとともに、調査結果を踏まえた投票参加の呼びかけや制度周知により、自発的な投票参加の向上及び選挙違反の排除に努め、もって公明かつ適正な選挙執行の実現を図る。</p> <p>政治資金収支報告書の公表等の実施により、政治活動に関する国民の不断の監視と批判を可能ならしめ、政治資金の透明性確保を図る。</p> <p>以上により、民主政治の健全な発達を実現するものである。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価)</p> <p>国民主権主義に則した選挙制度の確立について 「首長の多選問題に関する調査研究会」及び「補充立候補制度等のあり方に関する研究会」を立ち上げ、報告書が取りまとめられたことにより、各方面からの指摘等を踏まえて所管法令の問題を調査し、法令整備における一つの指針を示すことができ、有効性等が認められる。</p> <p>公明かつ適正な選挙執行の実現について 参議院議員の任期満了が平成 19 年 7 月 28 日に到来することに伴い、第 21 回参議院議員通常選挙を執行し、選挙の管理執行の効率化及び選挙人の利便性の向上が図られつつ、滞りなく選出手続を終了することができたため、有効性等が認められる。</p> <p>政治資金の透明性確保について 政治資金収支報告書の定期公表時における収支報告書の提出率については、平成 17 年度から平成 19 年度の 3 年間、例年と同水準の 80% 台を確保しており、有効性等が認められる。</p> <p>(必要性) 選挙人が選挙人の自由意思に基づいて公明かつ適正に選挙を行えること及び政治活動の公明と公正を確保することとなるため、民主政治の健全な発達に必要不可欠な施策である。</p> <p>(有効性) 国民主権主義に則した選挙制度の確立について 平成 18 年中に相次いだ都道府県知事の不祥事を背景に地方公共団体の長の多選制限の議論における憲法論に焦点を当て調査研究を行う「首長の多選問題に関する調査研究会」及び平成 19 年 4 月に行われた統一地方選挙における各方面からの指摘を背景に補充立候補の届出期間や決選投票制度等のあり方について検討する「補充立候補制度等のあり方に関する研究会」をそれぞれ発足させ、各方面からの指摘等を踏まえて、所管法令の問題を調査し、法令整備における一つの指針を示すことができたため、有効性が認められる。</p> <p>公明かつ適正な選挙執行の実現について 第 21 回参議院議員通常選挙においては、投票用紙計数機等の選挙用電子機器の活用による選挙の管理執行の効率化や、期日前投票所の増加、バリアフリー対策を必要とする施設の減少といった選挙人の利便性の向上が図られつつ、管理執行上問題となった事例も 60～80 件台で推移しているが滞りなく選出手続を終了することができたため、有効性が認められる。</p> <p>また、様々な要因によって左右されるものであるが、投票率についても前回、前々回の通常選挙を上回った。</p> <p>政治資金の透明性確保について 政治資金収支報告書の定期公表時(総務大臣は、特別な場合を除き、政治資金収支報告書が提出された年の 9 月 30 日までに公表するものとされている。)における収支報告書の提出率については、平成 17 年度から平成 19 年度の 3 年間、例年と同水準の 80% 台を確保することで政治資金の透明性確保に寄与しているため、有効性が認められる。</p> <p>(効率性) 参議院議員通常選挙の執行経費の基準となる「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の改正を行い、地方公共団体委託費について約 30.5 億円(前回基準比 5.5% 減)の節減を図った。</p> <p>(反映の方向性) 投票率の向上については、国民一人一人が主権者として強い自覚と高い政治意識を持って選挙に積極的に参加することができるよう、長期的視野に立って取り組んでいく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 該当無し</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p>【予算要求】 評価結果を踏まえ、選挙の管理執行及び普及宣伝においては、在外選挙人名簿登録者数及び投票率並びに国内における 20 代から 30 代の投票率が低水準にあることから、啓発事業について一部を見直したうえで、約 3.8 億円を平成 21 年度当初予算案に計上した。</p> <p>また、政治資金の透明性確保については、政治資金規正法の改正により見込まれる組織体制の強化に対応するため、執務室の整備等の経費として、約 1.1 億円を平成 21 年度当初予算案に計上</p>

	<p>した。</p> <p>【制度改正】 平成 19 年末の政治資金規正法の改正を受け、平成 20 年 3 月に政省令の改正を行ったところであるが、評価結果をも踏まえつつ、再度、平成 20 年 9 月に省令改正、11 月に政令改正を行った。</p> <p>【機構・定員要求】 政治資金規正法の改正により、収支報告書の審査や情報公開請求への対応において事務量が増加するものと見込まれるため、評価結果をも踏まえながら、まずは、平成 21 年度機構・定員においては、主に収支報告書の審査対応として増員を図ることとした。</p> <p>【事務改善】 各方面からの見直しや評価結果を踏まえ、選挙の管理執行及び普及宣伝においては、既存の事業を見直すことにより、平成 21 年度当初予算案をほぼ対前年度同額で計上した。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）

<p>施策名</p>	<p>電子政府・電子自治体の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>○電子政府の推進 「電子政府推進計画」(平成 18 年8月 31 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定、平成 19 年8月 24 日一部改定、平成 20 年 12 月 24 日一部改定)等に基づき、国民の利便性・サービスの向上及び IT 化に対応した業務改革を目指すものである。 (ア)国民の利便性・サービスの向上 「IT新改革戦略」(平成 18 年1月 19 日IT戦略本部決定)で掲げた「オンライン利用率を 2010 年度までに 50%以上とする」との目標を達成するため、各府省において、年間申請等件数の多い(年間 10 万件以上)手続を中心とした 165 手続を対象に策定した「オンライン利用促進のための行動計画」に基づいて、集中的にオンライン利用の促進を図るものである。 (イ)IT化に対応した業務改革 行政運営の簡素化・効率化・合理化を戦略的・横断的に推進するため、業務や制度の見直し、システムの共通化・一元化、業務の外部委託などを内容とする最適化計画を策定の上、業務・システムの最適化に取り組むものである。</p> <p>○電子自治体の推進 「電子自治体オンライン利用促進指針」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「新電子自治体推進指針」等に基づき、国民に身近な行政サービスを提供している地方公共団体の取組が国における電子政府構築の取組と歩調を合わせて実施されるよう、制度面、システム面の条件整備等に対する電子自治体構築のための支援を着実に実行していく。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>○電子政府の推進 (総合的評価) 全体としてオンライン利用率の水準は依然として低く、また、年間を通じてオンライン申請が一件も利用されていない手続が全体の約半数を占めているなど、より国民の視点に立って使い勝手がよく、利便性を国民が実感できるアプローチが必要とされている。更なる効果を上げるため、取組の一層の強化が必要である。</p> <p>(必要性) オンライン利用率は上昇傾向にあるものの、19 年度実績で 20.5%と依然として低調であることから、利用者がオンライン利用による利便性・サービスの向上等の効果を実感できるよう、取組の一層の強化が必要である。 また、小さな政府の実現に向けて、業務見直しやシステムの集中化などによる運用経費や業務処理時間の削減効果を明記した業務・システム最適化計画が平成 19 年度末現在 84 分野で策定されており、同計画の実施や評価など P D C A サイクルを通じた取組の更なる推進が必要である。</p> <p>(有効性) 国に対する申請・届出等手続のオンライン利用率は上昇傾向にあり、また、下記のとおり一定の効果が発現してはいるものの、19 年度のオンライン利用率は 20.5%と依然として低調であり、取組の一層の強化が必要な状況となっている。 ・ 国に対する申請・届出等手続のうち、「オンライン利用促進のための行動計画」(平成 19 年 3 月改定)における利用促進対象 165 手続について、平成 19 年度の実績をみるとオンライン利用率は 22.7%となっている。 ・ 電子政府の総合窓口 (e-Gov) 全体へのアクセス件数は、年々上昇傾向で推移しており、平成 19 年度実績においては前年の 1.4 倍の 5,000 万件超となっている。 ・ 84 分野の業務・システム全体について、最適化計画においては、経費削減効果約 1,200 億円と試算しているが、平成 19 年度においては、経費削減効果が約 292 億円と当初見込んでいた約 223 億円を超える効果を上げている。</p> <p>(効率性) C I O 補佐官等連絡会議や PMO 制度を通じて、外部の専門家の知識を活用しつつ情報の集約化・共有化を図ることで、政府全体として効率的に最適化に取り組んでいるところである。</p> <p>(反映の方向性) 「オンライン利用拡大行動計画」(平成 20 年 9 月 12 日 IT 戦略本部決定)に基づき、重点 71 手続について添付書類の省略や手数料の引き下げ等の具体的な改善措置を講じて、オンライン利用の飛躍的拡大の着実な実施を確保する。 最適化の実施、実施の評価等の取組を着実に実施し、これらを含めた全体の PDCA サイクルを通じて、政府全体として、業務やシステムの見直し、効果の早期発現を推進する。</p> <p>○電子自治体の推進 (総合的評価) 公的個人認証サービスの利用促進、電子自治体オンライン利用促進指針等を踏まえた地方公共団体におけるオンライン利用促進等について、指標の状況や総務省の取組を分析した結果、一定の有効性等があったと認められる。</p>

今後、電子自治体の推進のために、「電子自治体オンライン利用促進指針」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「新電子自治体推進指針」等に基づき、費用対効果等に配慮しながら、各地方公共団体に共通する制度面、システム面の条件整備等に対する電子自治体構築のための支援の一層の強化が必要である。

(必要性)

電子自治体を推進するにあたっては、現在、地方公共団体において電子化の整備や業務・システムの効率化、情報漏洩などへの対策の実効性が十分とはいえず、国民・企業等利用者が利便性・サービスの向上を実感できていないといった課題がある。

総務省ではこれに対応するため、平成 19 年 3 月に策定した「新電子自治体推進指針」に基づき、2010 年までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現するために、行政サービスの高度化や行政の簡素化・効率化などを重点的に取り組み、また、情報セキュリティ対策の強化などによる信頼性・安全性の確保を推進することによって、地方公共団体の情報化の推進を実施していく必要がある。

(有効性)

行政サービスの高度化、行政の簡素化・効率化、信頼性・安全性の確保について、オンラインの利用促進、共同アウトソーシング等の推進状況、住基ネットの利用状況とこれによる事務の効率化、地方公共団体の情報セキュリティ対策の推進状況等を見ると、概ね有効性があつたと認められる。

例えば、総務省では、公的個人認証に対応した電子申請システムについて、利用促進を図るために、信頼性の確保及び利便性の向上のための取組を平成 19 年度においても引き続き実施したところであり、指標「市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率」を見ると、市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率は、平成 19 年度 32.8%と前年より進展していることから一定の有効性が認められる。

(効率性)

総務省では、電子自治体に関する施策の企画立案や財政措置等を行い、地方公共団体が電子自治体関連施策を推進する際の参考として「新電子自治体推進指針（平成 19 年 3 月 20 日）」等を示して情報提供を行うなど、各地方公共団体が各々独自に取り組むよりも効率的に、政府の「世界一便利で効率的な電子行政」を実現するという目標を実現するための取組を行っている。

また、平成 19 年度において、電子自治体に関連する事業のうち、政府方針や地方公共団体の現状に鑑みて、「地方公共団体に対する調査・照会業務システムの開発」については、費用対効果が見込まれない事業の廃止を行ったところである。

(反映の方向性)

自治体行政の効率化・住民サービスの向上を図るため、行政サービスの高度化については、地方に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率等をみると、一定の有効性が認められるものの、十分とは言えないことから、今後、政府方針等を踏まえ、地方公共団体に対する支援を一層強化することが必要である。また、行政の簡素化・効率化及び信頼性・安全性の確保については、地方公共団体においてその取組が着実に浸透してきているといえることから、引き続き推進していく必要がある。今後は、政府方針や地方公共団体の現状を踏まえつつ、費用対効果に配慮しながら、電子自治体オンライン利用促進指針等を踏まえた地方公共団体におけるオンライン利用促進等に係る予算措置等を一層強化することにより、地方公共団体の支援を行っていく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

基本目標	主な指標	目標値	目標年度	17年度	18年度	19年度	基本目標・指標の設定根拠・考え方
電子政府の推進により、利用者にとって使いやすく利便性を実感できるサービスを実現するとともに、簡素で効率的な政府の実現を図る。	国に対する申請・届出等手続のオンライン利用率	50%以上	22年度	11.3%	15.3%	20.5%	電子政府の推進による国民の利便性・サービスの向上、IT化による業務改革への取り組みの状況を示す申請・届出等手続におけるオンライン利用率などの指標の状況により本施策の進行管理をするものである。目標値及び目標年度は「IT新改革戦略」に基づくものである。
	電子政府の総合窓口(e-Gov)	—	—	約 2,700万件	約 3,700万件	約 5,200万件	
	最適化計画の策定状況	—	—	最適化計画 76分野を策定済	最適化計画 83分野を策定済	最適化計画 84分野を策定済	
	調達指針に基づき、各府省の調達計画書及び調達仕様書について助言等のモニタリングを行った件数	—	—			26件	

○ 電子政府

【予算要求】

- ・ 評価結果を踏まえ、オンライン利用の飛躍的拡大のため、オンライン利用促進に関する広報・普及活動や電子政府推進員制度の運用に係る経費 0.1 億円を平成 21 年度予算に盛り込んだ。
- ・ 評価結果を踏まえ、電子行政の推進に資する基礎資料を得るため、電子行政の進捗状況についての調査の実施等に要する経費にかかる予算を新規要求することとし、約 0.1 億円を平成 21 年度予算に盛り込んだ。
- ・ 評価結果を踏まえ、利用者視点に立ったオンライン利用促進のため、電子政府の総合窓口(e-Gov)の運用・機能拡充、政府認証基盤の運用、機能拡充に要する経費に係る予算を引き続き要求することとし、33.1 億円(平成 20 年度予算 33.7 億円)を平成 21 年度予算に盛り込んだ。
- ・ 評価結果を踏まえ、電子政府における業務・システム最適化実施、評価等を強力かつ的確に進めていくために、専門的な知見を有する外部専門家を登用するための予算として、0.8 億円(平成 20 年度予算 1.0 億円)を平成 21 年度予算に盛り込んだ。
- ・ 評価結果を踏まえ、行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進するため、政府全体で利用可能な一元的な文書管理システムの整備を行うなど、文書管理業務の業務・システムの最適化を実施するため、5.1 億円(平成 20 年度予算 4.0 億円)を平成 21 年度予算に盛り込んだ。
- ・ 評価結果を踏まえ、各府省の業務アプリケーションを利用する際の利用者認証に係る業務・システムの効率化、安全性・信頼性向上及び職員等利用者の利便性向上を図るため、政府全体で利用可能な職員等利用者共通認証基盤の整備を行うなど、職員等利用者認証業務の業務・システムの最適化を実施するため、4.9 億円(平成 20 年度予算 2.6 億円)を平成 21 年度予算に盛り込んだ。
- ・ 評価結果を踏まえ、平成 20 年度に参画した府省共通システムに係る機器等の運用を行うとともに、新規参画等及びシステム拡充を行うなど、共同利用システム基盤の業務・システム最適化を実施するため約 7.1 億円(平成 20 年度予算 4.4 億円)を平成 21 年度予算に盛り込んだ。

【制度改正】

評価結果を踏まえ、国民視点に立ち、便利で効率的な電子政府を強力に推進していくための制度的枠組みについて検討している。

【機構・定員要求】

- ・ 評価結果を踏まえ、オンライン利用の飛躍的拡大を図るため、平成 21 年度機構・定員要求において課長補佐 1 人及び係長 1 人の新設を要求することとした。(定員要求)
- ・ 評価結果を踏まえ、府省共通業務・システム等のセキュリティ対策のため、平成 21 年度機構・定員要求においてセキュリティ対策専門官 1 人の新設を要求することとした。(定員要求)
- ・ 評価結果を踏まえ、行政手続オンライン利用の拡大等に向けた e-Gov の機能拡充等のため、平成 21 年度機構・定員要求において課長補佐 1 人の新設を要求することとした。(定員要求)

評価結果の政策への反映内容

	<p>【事務改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、オンライン利用の飛躍的拡大に向けてこれまでの取組を抜本的に見直し、対象を国民に広く利用されている手続に重点化し、新たな目標を設定した上で、オンラインのメリット拡大、使い勝手の向上等の措置を集中的に講ずることとした「オンライン利用拡大行動計画」(平成 20 年9月 12 日 IT 戦略本部決定)を策定し、総務省は、当該計画の実施状況を厳格にチェックし、計画に盛り込まれた具体的な取組の推進の徹底を図ることとした。 評価結果を踏まえ、旅費、調達などの内部管理業務について、徹底した業務見直しを行った上で、IT を活用した抜本的な効率化を実現するため、各種規程類の標準化、業務の簡素化等を検討する官民合同実務家タスクフォースを開催(平成 20 年6月～平成 21 年3月)。 評価結果を踏まえ、「業務・システム最適化指針(ガイドライン)」について、各府省担当者等を対象とした研修会を実施(平成 20 年7月～平成 21 年3月)。 <p>○ 電子自治体</p> <p>【予算要求】</p> <p>評価結果を踏まえ、政府方針等で示された目標達成に向け、地方公共団体に対する支援を一層強化するため、「電子自治体構築の促進に必要な経費」、「次世代公的個人認証サービス等の展開に向けた研究・開発事業に要する経費」に係る予算等を新規要求した。平成 21 年度予算額は 235,625 千円。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>
	<p>第 169 回国会 総理施政方針演説</p>	<p>平成 20 年1月 18 日</p>	<p>地方の元気は日本の活力の源です。昨年 11 月に取りまとめた「地方再生戦略」に基づき、地方の創意工夫を活かした自主的な取組を、政府一体となって強力に後押ししてまいります。</p>

<p>施策名</p>	<p>電波利用料財源電波監視等の実施</p>
<p>施策の概要</p>	<p>電波利用共益事務は、電波法第 103 条の2第4項に規定されているが、その実施により、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」に資するもの。</p> <p>また、電波利用料の予算額については、毎年度予算要求の過程において、財務省との調整を経て政府案として策定されており、また、3年毎の電波利用料の見直しの際、公開による研究会の開催や、パブリックコメントの募集など、電波利用共益事務として適切なものについてオープンなプロセスを経ているなど、効率性、有効性等について事前の検討を実施。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電波の適正な利用の確保のため、電波利用共益事務を確実に実施している。 無線局数については、電波利用の拡大に伴い、周波数が逼迫している中においても増加している。 電波利用が拡大する中、新たな無線システムも順調に導入されている。 重要無線通信への妨害が発生した場合には、これを排除するため迅速に措置を講じている。 電波利用環境の維持に向けて、不法無線局等に対して、必要な措置を適切に講じている。 電波利用のルールに違反する行為の未然の防止を図るため、各種メディアを活用し、電波利用ルールの周知・啓発を行い、また、適法な無線機を取り扱うよう、販売店へ要請を行っている。 電子申請による無線局の免許申請、再免許申請が順調に増加している。 新たな周波数需要に的確に対応するため電波資源拡大のための研究開発を着実に実施している。 電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行うため、周波数逼迫対策技術試験事務を着実に実施している。 電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保するため、無線システム普及支援事業を着実に実施している。 <p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電波利用共益事務は、その実施により、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」に資するものであるため行政が実施し、その必要性は認められる。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 無線局数については、電波利用の拡大に伴い、周波数が逼迫している中においても増加していることから、有効性があると認められる。 新たな無線システムの導入状況は、電波利用が拡大する中においても新たな無線システムが順調に導入されていることから、有効性があると認められる。 重要無線通信妨害への対応状況は、これを排除するため迅速に措置を講じ、電波利用の適正化が図られていることから、有効性があると認められる。 不法無線局、違法無線局への対応状況は、電波利用環境の維持に向けて、不法無線局等に対して、必要な措置を講じ、電波利用の適正化が図られていることから、有効性があると認められる。 電波利用環境の保護のための周知・啓発活動状況は、電波利用のルールに違反する行為の未然の防止を図るため、各種メディアを活用し、電波利用ルールの周知・啓発を行い、また、適法な無線機を取り扱うよう販売店へ要請を行っており、電波利用の適正化が図られていることから、有効性があると認められる。 無線局の免許申請、再免許申請のオンライン利用状況は、申請者の利便性の向上を図り電子申請による無線局の免許申請、再免許申請が順調に増加しており、有効性があると認められる。 電波資源拡大のための研究開発の実施状況は、新たな周波数需要に的確に対応するために実施されており、電波の有効利用の促進に寄与していることから、有効性があると認められる。 周波数逼迫対策技術試験事務の実施状況は、電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行い電波の有効利用の促進が図られていることから、有効性があると認められる。 無線システム普及支援事業実施状況は、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波利用の拡大に寄与していることから、有効性があると認められる。 <p>(効率性)</p> <p>電波利用料の予算については、毎年度予算要求の過程において、財務省の査定を経て政府予算案として策定され、国会において承認されているものであり、事前に効率性についての検討を実施し、事業を実施しているものである。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>電波利用共益事務の実施に当たっては、その実施状況の報告を公表するなど更なる透明化の向上に取り組む。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p>【予算要求】</p> <p>評価結果を踏まえ、主に以下の課題について平成 21 年度予算に盛り込んだところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 携帯電話等の利用可能地域の拡大、地上デジタル放送への完全移行について一層の支援を図るための所要の予算。(平成 21 年度予算 270.4 億円) 重要無線通信妨害への迅速な対応等電波監視体制の適切な整備・運用を引き続き着実にを行うための所要の予算。(平成 21 年度予算 55 億円) 周波数逼迫対策に資する技術基準策定のための試験等並びに電波資源拡大のための研究開発を

	<p>引き続き着実に実施するための所要の予算。(平成 21 年度予算 112.5 億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 無線局の免許申請をオンライン利用により一層簡便に行うために必要なデータベース等の運用・管理を引き続き着実にを行うための所要の予算。(平成 21 年度予算 60.8 億円) 安心・安全な電波利用環境を確保するための取組を引き続き着実にを行うための所要の予算。(平成 21 年度予算 12.3 億円) <p>【事務改善】 評価結果を踏まえ、平成21年度予定される正式な事務の実施状況の公表に先立ち、平成19年度の事務の実施状況について試行的に公表を行った。</p> <p>【機構・定員要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、重要無線通信妨害を排除するため迅速に措置を講じ、電波利用の適正化をはかるため、平成 21 年度において、関東総合通信局に重要無線通信妨害に関する申告対応強化(24時間化)を目的とした専門官2名を増員した。 		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)</p>	<p>年月日 平成 18 年3月 31 日</p>	<p>記載事項(抜粋) 電波利用料制度について、電波利用料の性格についての見直しも含め、抜本的に制度を見直す。(第169回国会に関係法案(電波法の一部を改正する法律案)提出)</p>

施策名	郵政行政の推進																																																																
<p>施策の概要</p>	<p>郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保するため、「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」の認可等を行うとともに、日本郵政公社(承継会社等)の行政指導、業績評価等を行い、郵政事業の適正かつ確実な実施を確保した。</p> <p>信書便事業への新規参入の促進及び信書便に関する利用者の認知度の向上を図るため、周知・広報活動を実施した。また郵政民営化や諸外国の郵便制度改革など郵便及び信書便分野における新たな展開を踏まえ、郵便・信書便制度全般について包括的・抜本的に見直すための検討を行った。</p> <p>国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様化の確保のため、UPU(万国郵便連合)等の議論に我が国の政策を反映させるよう努めた。そのために人的貢献や財政的貢献も行った。</p>																																																																
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価)</p> <p>日本郵政公社の中期経営目標の達成状況の評価、報告徴求等の監督、郵政民営化に向けた取組など必要な措置を講じて、郵政事業の適正かつ確実な実施を促し、所期の成果を達成した。</p> <p>国際郵便サービスにおける利用者利便の向上、サービスの多様化の確保のため、我が国の国際郵便に係る政策を国際郵便の取扱いに関する取決め等に確実に反映させるべく、各種会合に積極的に参画した。また、関係国際機関、関係国間との良好な関係のもと、国際郵便に関する政策協調を推進する目的で、人的・財政的にも貢献した。</p> <p>平成19年度において、信書便事業者は合計253者となるなど、信書便事業への参入は着実に進んでいる。また、「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」において、11月に「中間報告」が取りまとめられるなど、ユニバーサルサービスが確保され、競争促進により多様で良質なサービスが提供されるような制度の検討が進められている。これらのことから、基本目標である、郵便・信書便分野における事業環境の整備を通じたサービスの一層の多様化等の実現に向けた取組が行われている。</p> <p>(必要性)</p> <p>総務省では、郵政民営化の確実かつ円滑な実施のため、日本郵政公社及び承継会社等に対する報告徴求及び行政指導等の監督などの措置が必要である。また、国際郵便については、UPU(万国郵便連合)やAPPU(アジア太平洋郵便連合)等の国際会議に出席し、国際協調を図りながら、国際郵便の取扱いに関する取決め等へ我が国の政策を反映させる必要がある。さらに、信書便分野においては、競争を促進しサービスの多様化等を図ることにより利用者の選択の機会を拡大するため、信書便事業に関する周知・広報活動及び制度の見直しは行政が実施すべきであり、必要性が認められる。</p> <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本郵政公社の中期経営目標の達成状況の評価、報告徴求等の監督、郵政民営化に向けた取組など必要な措置を講じて郵政事業の適正かつ確実な実施を促したといえるので有効性が認められる。 国際郵便サービスにおける利用者利便の向上、サービスの多様化の確保のため、我が国の国際郵便に係る政策を国際郵便の取扱いに関する取決め等に確実に反映させるべく、各種会合に積極的に参画した。また、関係国際機関、関係国間との良好な関係のもと、国際郵便に関する政策協調を推進する目的で、人的・財政的にも貢献しており、有効性が認められる。 信書便事業への参入は着実に進展。また、「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」において、11月に「中間報告」が取りまとめられるなど、ユニバーサルサービスが確保され、競争促進により多様で良質なサービスが提供されるような制度の検討が進められており、一定の有効性が認められる。 <p>(反映の方向性)</p> <p>日本郵政グループ各社等において、コンプライアンスの問題が大きな課題となっており、報告徴求等の監督を通じて、引き続き郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保する必要がある。</p> <p>UPU大会議の結果を踏まえ、引き続き、国際郵便分野における国際協調の推進による利用者利便の向上等に資するよう取り組む必要がある。</p> <p>引き続き、信書便制度の一層の周知を図るとともに、適正な業務運営の確保のための措置を講ずるなど、本政策の実効性を高める必要がある。</p>																																																																
	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="319 1680 1484 1814"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>UPU活動への人的貢献(職員の派遣)</td> <td>1名</td> <td>1名</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>UPU活動への財政的貢献(分担金)</td> <td>175百万円 (1,968千スイスフラン)</td> <td>173百万円 (1,968千スイスフラン)</td> <td>191百万円 (2,031千スイスフラン)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="319 1825 1484 2139"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>主な指標</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">信書便事業者数</td> <td>159</td> <td>213</td> <td>253</td> <td rowspan="4">信書便事業者の参入状況</td> <td>48</td> <td>57</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1号役務(90cm超又は4kg超の信書便物の送達の役務)</td> <td colspan="3">1号役務(90cm超又は4kg超の信書便物の送達の役務)</td> </tr> <tr> <td>132</td> <td>176</td> <td>206</td> <td>44</td> <td>45</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2号役務(3時間以内の送達の役務)</td> <td colspan="3">2号役務(3時間以内の送達の役務)</td> </tr> <tr> <td>63</td> <td>77</td> <td>96</td> <td>14</td> <td>17</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td colspan="3">3号役務(1,000円超の料金の役務)</td> <td colspan="3">3号役務(1,000円超の料金の役務)</td> </tr> <tr> <td>73</td> <td>101</td> <td>124</td> <td>23</td> <td>29</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	17年度	18年度	19年度	UPU活動への人的貢献(職員の派遣)	1名	1名	1名	UPU活動への財政的貢献(分担金)	175百万円 (1,968千スイスフラン)	173百万円 (1,968千スイスフラン)	191百万円 (2,031千スイスフラン)	主な指標	17年度	18年度	19年度	主な指標	17年度	18年度	19年度	信書便事業者数	159	213	253	信書便事業者の参入状況	48	57	42	1号役務(90cm超又は4kg超の信書便物の送達の役務)			1号役務(90cm超又は4kg超の信書便物の送達の役務)			132	176	206	44	45	31	2号役務(3時間以内の送達の役務)			2号役務(3時間以内の送達の役務)			63	77	96	14	17	19	3号役務(1,000円超の料金の役務)			3号役務(1,000円超の料金の役務)			73	101	124	23	29	22
主な指標	17年度	18年度	19年度																																																														
UPU活動への人的貢献(職員の派遣)	1名	1名	1名																																																														
UPU活動への財政的貢献(分担金)	175百万円 (1,968千スイスフラン)	173百万円 (1,968千スイスフラン)	191百万円 (2,031千スイスフラン)																																																														
主な指標	17年度	18年度	19年度	主な指標	17年度	18年度	19年度																																																										
信書便事業者数	159	213	253	信書便事業者の参入状況	48	57	42																																																										
	1号役務(90cm超又は4kg超の信書便物の送達の役務)				1号役務(90cm超又は4kg超の信書便物の送達の役務)																																																												
	132	176	206		44	45	31																																																										
	2号役務(3時間以内の送達の役務)				2号役務(3時間以内の送達の役務)																																																												
63	77	96	14	17	19																																																												
3号役務(1,000円超の料金の役務)			3号役務(1,000円超の料金の役務)																																																														
73	101	124	23	29	22																																																												

評価結果の政策への反映内容	<p>【予算要求】 国民生活を支える郵政行政を推進するため、郵政民営化の確実かつ円滑な実施及び郵便・信書便事業におけるユニバーサルサービス確保と競争環境整備並びに国際政策の推進に要する経費として、4.4 億円(平成 20 年度予算 4.1 億円)を平成 21 年度予算に盛り込んだ。</p>		
	<p>【機構・定員要求】 郵便・信書便事業におけるユニバーサルサービス確保及び競争環境整備の確立のため、平成 21 年度機構・定員要求において、係長(1名)の増員が措置された。(定員要求)</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第 168 回国会における福田内閣総理大臣の所信についての演説	平成 19 年 10 月 1 日	利用者の方に不便をおかけしないよう、着実に推進します。
	第 168 回国会(臨時会)総務委員会における総務大臣所信表明	平成 19 年 10 月 18 日	信書便事業については、郵便のユニバーサルサービスに支障がないことを前提としつつ、諸外国の動向も踏まえ、競争の促進に努めてまいります。
第 169 回国会(常会)総務委員会における総務大臣所信表明	(衆議院) 平成 20 年 2 月 19 日 (参議院) 平成 20 年 3 月 25 日	今後とも、各承継会社において、過疎地を含む郵便局のネットワーク水準やサービス水準の維持、コンプライアンスの徹底、経営の健全性の確保が確実になされ、国民の皆様喜んでいただける民営化となるよう努めてまいります。 また、本年 7 月開催予定の第 24 回万国郵便大会議においては、世界郵便戦略の策定や条約改正が予定されておりますが、これに積極的に貢献してまいります。	